

第35回田原市市民協働まちづくり会議

日時：令和5年8月24日（木）

午前10時30分から

場所：田原市役所北庁舎3階 300議室

1 副会長の選任について

2 報告事項

（１） 市民協働まちづくりの推進体制について 【資料１】【資料２】

（２） 市の機関の取組について 【資料３】

（３） 市民活動支援制度活用状況について 【資料４－１】【資料４－２】

（４） 市民活動支援センターの運営について 【資料５】

（５） 「田原市の市民協働まちづくり方針」の見直しに向けた現状把握について
【資料６】

3 その他

○意見交換等 【資料７】

○第36回会議：令和5年11月頃（予定）

配布資料

【資料１】 田原市市民協働まちづくり条例の概要

【資料２】 令和5年度版田原市市民活動支援制度

【資料３】 市民協働まちづくり方針に基づく市の機関の取組

【資料４－１】 令和4年度 市民活動支援制度の活用状況

【資料４－２】 市民協働まちづくり補助金活用状況

【資料５】 田原市民活動支援センターの運営について

【資料６】 市民協働まちづくり方針の見直しに向けての意見

【資料７】 各委員の取組み状況 ※当日配布

田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

番号	職名	委員氏名	役職等	備考	出欠
1	委員	わたらい みかこ 渡会 美加子	－（公募）－	1号委員 （公募市民）	出
2	委員	はしもと さとえ 橋本 聡恵	－（公募）－	1号委員 （公募市民）	欠
3	委員	きむら としかず 木村 敏和	田原市地域コミュニティ連合会理事	2号委員 （市民活動団体）	出
4	委員	なかうちだ たくや 中内田 卓也	田原青年会所専務理事	2号委員 （市民活動団体）	欠
5	委員	ほんだ みのる 本多 稔	田原市ボランティア連絡協議会会計	2号委員 （市民活動団体）	出
6	委員	ふじい ただよし 藤井 正剛	田原市文化協会会計	2号委員 （市民活動団体）	出
7	委員	かわい たけひこ 河合 武彦	田原市スポーツ協会監事	2号委員 （市民活動団体）	出
8	委員	おざわ みほこ 小澤 美穂子	NPO法人たはら広場	2号委員 （市民活動団体）	出
9	委員	たかさき ゆうぞう 高崎 雄三	田原市商工会副会長	3号委員 （事業者の団体）	欠
10	委員	ま せ ひろふみ 間瀬 浩文	J A愛知みなみ代表理事専務	3号委員 （事業者の団体）	欠
11	委員	こうべ としかず 河邊 俊和	田原市企画部長	4号委員 （市の機関）	出
12	委員	ふじい よしたか 藤井 吉隆	愛知大学地域政策学部教授	5号委員 （学識経験者）	出

【事務局】

企画部 企画課	仲谷 和也（課長） 内藤 泰子（課長補佐兼係長） 山本 妃奈子（主事補）
---------	--

田原市市民協働まちづくり会議 配席表

令和5年8月24日（木）午前10時30分から
田原市役所北庁舎3階 300会議室

委員長 藤井 吉隆
（愛知大学地域政策学部）

委員 渡会 美加子 (公募委員)			委員 河合 武彦 (田原市スポーツ協会)
委員 木村 敏和 (田原市地域コミュニティ連合会)			委員 小澤 美穂子 (NPO法人たはら広場)
委員 本多 稔 (田原市ボランティア連絡協議会)			委員 河邊 俊和 (田原市企画部)
委員 藤井 正剛 (田原市文化協会)			
事務局 (企画課)			

企画課長 仲谷 和也	課長補佐兼係長 内藤 泰子	主事補 山本 妃奈子
---------------	------------------	---------------

出入り口

田原市市民協働まちづくり条例の概要

1 策定の経過

- ① 地方分権改革・各種の規制緩和による地域自治の自主自律が求められるなかで、この地域のまちづくりにおいても「市民参加・協働型自治の推進」が求められ、田原町・赤羽根町及び田原市・渥美町合併時に策定された新市建設計画において、この取り組みが位置付けられました。
- ② この新市建設計画を受けて、平成 17 年度から検討を開始した田原市総合計画策定に際して設置した『まちづくり市民懇談会』（市民 79 名・5 部会）において、市民協働によるまちづくりのあり方を検討しました。
- ③ 市民参加と協働のまちづくりに関し、自治会・校区ヒアリング、行政懇談会、市民・事業者・団体の意識調査を実施し、各種市民活動の実態把握に取り組みました。
- ④ 市民参加と協働のまちづくりの基本的ルールを定めるため、平成 19 年 7 月（～12 月）に『田原市まちづくり推進条例検討会議』を設置し、条例及び規則に規定すべき項目を検討しました。
- ⑤ 条例検討会議の検討結果を踏まえ、「田原市市民協働まちづくり条例」の案を作成し、田原市議会の議決を経て、平成 20 年 3 月 26 日に公布（制定）しました。

2 条例に定める項目

- ① 総則的事項（第 1 条―第 7 条）
 - ・市民協働まちづくりの基本理念とそれぞれの役割
- ② 協働促進の方針（第 8 条）
 - ・協働を促進するための基本方針策定
- ③ 市民参加と協働（第 9 条・第 10 条）
 - ・市民参加と協働の実現
- ④ 市民公益活動の支援（第 11 条―第 13 条）
 - ・市の機関による市民公益活動への支援
- ⑤ 地域コミュニティ団体（第 14 条―第 18 条）
 - ・地域コミュニティ団体の位置付けや責務等の明確化
- ⑥ 市民協働まちづくり会議（第 19 条）
 - ・市民協働まちづくり会議の設置

3 規則に定める項目

- ① 地域コミュニティ団体の認定手続き（第 2 条―第 5 条）
- ② 市民協働まちづくり会議の運営（第 6 条―8 条）

4 田原市市民協働まちづくり会議

(1) 設置根拠

■田原市市民協働まちづくり条例（平成20年4月1日施行）第19条により設置
（要点）

- ・「協働促進方針」及び「方針に関わる施策の検討」並びに「その他の必要事項の調整」を図るため、田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。
- ・協働会議は、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」及び「市の機関」で構成する。

■条例施行規則第6条～第8条による運営体制

（要点）

- ・協働会議は15人以内の委員（任期2年）で構成し、委員互選により会長及び副会長1人を置く。
- ・協働会議は会長が招集し・議長を務める。
- ・協働会議は半数以上の委員が出席しなければ開催できない。議事は、出席者の過半数で決する。

(2) 会議の役割

①『田原市市民協働促進方針』の検討

- 方針策定 … 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、それぞれの権利・義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえて一定期間の取組方針を定める。
- 状況確認 … 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価する。
- 方針改定 … 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針の改定を行う。

②『田原市市民協働促進方針に関わる施策（取組）』の検討

○行政活動における市民参加と協働の促進に関する取組

- ・市民への行政情報の提供制度のあり方
- ・市民参画を確保する制度のあり方
- ・指定管理者制度基本方針のあり方
- ・アウトソーシング推進のあり方
- ・公募・提案型協働事業のあり方 等

○市民公益活動における協働の促進に関する取組

- ・市民活動団体の連携促進のあり方 等

○市民公益活動の支援に関する取組

- ・活動環境の整備のあり方
- ・市民等に対する市民公益活動の情報提供のあり方
- ・行政保有情報の提供のあり方
- ・人的支援のあり方
- ・財政的支援のあり方（公募型補助等）
- ・市民公益活動に対するその他支援のあり方 等

○地域コミュニティ団体認定基準及び地域コミュニティ振興・支援体制

○基金活用方法 ○寄付募集、運用益等活動のあり方

令和5年度版田原市市民活動支援制度

田原市では、市民参画・協働のまちづくりを促進するため、市民の皆さんが実施する公益的な活動を支援するための制度を設けています。ぜひ、あなたの市民活動にご活用ください。



市民協働まちづくり事業補助金



みんなで社会に役立つ活動がしたい！

健康福祉・環境保全・地域づくりなどの公益活動を行う市民活動団体さんを応援する制度です。市民感覚の柔軟な発想で、社会に役立つ活動を提案してみましょう！

【募集期間】

① 通常枠（補助対象経費 10 万円以上）

令和5年 2 月6日(月)～3 月9日(木)

② 少額枠（補助対象経費 10 万円未満）

令和5年 2 月6日(月)～令和6年 1 月 26日(金)
随時受付(予算額に達し次第終了)

⑤人材養成枠

市民活動団体さんの活動に関連する講座等の受講費用を補助する「講座枠」と、先進的な事例の視察・調査のための費用を補助する「視察枠」の 2 本柱です。やる気・熱意のある方を応援します！

【募集期間】

令和5年 2 月6日(月)～令和6年 1 月 26日(金)

随時受付(予算額に達し次第終了)

※講座枠、視察枠ともに同じです。

団体の活動を活発にするために、スキルアップしたい！



③新規団体枠

新たに仲間を募って立ち上がった市民活動団体さんを応援する制度です。ぜひご活用ください。

【募集期間】

令和5年 2 月6日(月)～令和6年 1 月 26日(金)

随時受付(予算額に達し次第終了)



市民活動を始めてみたけど、活動資金のやいぐいが難しい…

④チャレンジ枠

40 歳以下の若い世代の市民活動団体さんを応援する制度です。フレッシュさ溢れる斬新なアイデアで、仲間と一緒に楽しみながら市民活動をしてみませんか？

【募集期間】

令和5年 2 月6日(月)～令和6年 1 月 26日(金)

随時受付(予算額に達し次第終了)

地元の仲間と、職場の同僚と…市民活動にチャレンジ！！



市民提案型委託制度

市役所の仕事をわたしたちでやってみたい！



市民活動団体さんが提案した地域の課題を解決するための事業を、市と団体が委託契約を結び、実施します。

【テーマ提示型】

【令和5年度募集テーマ】男女共同参画啓発事業

男女共同参画を市民の方に広く知ってもらうための講座の企画、開催やパンフレットの作成など

【募集期間】

令和5年4月3日(月)～5月31日(水)

【選考方法】

書類審査、非公開審査会

※予算額は田原市議会第1回定例会議決後に確定します。

【自由テーマ型】

「市の事業でこんなイベントがあればいいのに！」
ツイッターやフェイスブックの活用講座の企画など、皆さんの自由な発想でご提案ください。

【募集期間】

令和5年4月3日(月)～7月31日(月)

【選考方法】

書類審査、非公開審査会



○それぞれの補助金、委託制度の詳細な募集概要は、市ホームページで紹介しています。





田原市社会貢献活動災害補償制度

田原市市民協働まちづくり条例の施行に伴い、市民活動団体による市民公益活動に取り組みやすい環境を整える市の責務が明確化されました。市では市民公益活動(社会貢献活動)中の万一の事故に対して、田原市社会貢献活動災害補償制度により、一定額の補償を準備し、活動者又はその指導者が安心して活動していただくことにより、市民協働のまちづくりの促進を図ります。

補償対象となる団体

市内に活動拠点を置く5人以上で構成する市が認めた団体(地域コミュニティ、スポーツ協会、文化協会、市や社会福祉協議会が事務局を担う団体など 詳しくは企画課へお問合せください。)で、継続的に活動し、その責任者が明確になっている団体。※市外居住者が構成員の過半数を占める団体を除く。

補償対象となる活動

補償対象団体が自主的に取り組む社会貢献活動で、計画的、継続的又は臨時的な直接的活動です。

情報発信

市民活動だより



広報たはら



どすごいネット



ホームページ



Facebook



田原市民活動支援センター

市民活動に関する相談、支援等を行っています

■田原文化会館フリースペース 【電話】0531-22-1111(内線 811)※開設時のみ
【開設日時】火曜日・土曜日 12:00~16:00
【Eメール】shiminkatsudo@city.tahara.aichi.jp

■田原市役所企画課(南庁舎 3 階) 【電話】0531-23-3507 【FAX】0531-23-0669
【開庁日時】平日 8:30~17:15
【Eメール】kyoudou@city.tahara.aichi.jp



田原市の市民協働まちづくり方針 第4章に基づく市の取組
令和4年度実績と令和5年度の予定

資料 3

田原市の市民協働まちづくり方針(H20.10 田原市市民協働まちづくり会議)
基本理念「みんながそれぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働のまちづくりを進めましょう。」

区分1【指針その2】 行政参加・協働の推進

- 市民協働まちづくり条例における市の機関の責務
- ① 施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努める。【条例第9条第2項】
 - ② 行政活動における協働の推進に努める。【条例第9条第3項】
 - ③ 行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。【条例第9条第4項】

(1)市民参加・参画のあり方

a. 積極的な行政情報の公開

現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレットやイベントちらし等に掲載し、コミュニティ協議会・自治会を経由する地域文書として、市民に伝えています。	○情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を整理・選択するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持ってもらえるよう、受け手にとって有意義でわかりやすい情報提供に努めます。	【防災対策課】 ・広報たはら 防災知恵袋・隔月(偶数月)、特集・9月号、ほか随時掲載(継続) ・ホームページ掲載 各種防災に関する計画等(継続) ・市政ほーもん講座開催(継続)	【防災対策課】 ・広報たはら、ホームページで市民に情報提供を行った。 ・市政ほーもん講座もコロナ禍では、あったが64回開催した。	【防災対策課】 ・広報たはら 防災知恵袋:隔月(偶数月)、特集:9月号、ほか随時掲載(継続) ・ホームページ掲載 各種防災に関する計画等(継続) ・市政ほーもん講座開催(継続)
○インターネットを活用したホームページ(市、市議会等)やSNS、ケーブルテレビ(市政番組、議会中継等)、声の広報、市政ほーもん講座等で情報を提供しています。	○インターネットやSNSを効果的に活用して情報提供することにより、さらなる情報の広がりを図ります。	【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表し、行政の透明性の向上を図る。(継続) ・市民活動だよりの発行、フェイスブック、メールマガジン等を活用し市民活動情報を提供する。(継続)	【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表した。 ・広報たはら(市民活動だより)に年12回掲載、市民活動だよりを年1回発行、フェイスブック、メールマガジン等を活用し市民活動情報を提供した。	【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表し、行政の透明性の向上を図る。(継続) ・市民活動だよりの発行、フェイスブック、メールマガジン等を活用し市民活動情報を提供する。(継続)
		【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNSやケーブルテレビを活用した情報発信を行う。(継続)	【広報秘書課】 ・広報サポーター(5名) ・市民目線でのケーブルテレビナビゲーターやSNSの発信による情報発信を行った。	【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNSやケーブルテレビを活用した情報発信を行う。(継続)
		【環境政策課】 ・広報たはら(環境けいじばん)、ホームページにて、環境やエコに関する情報提供を行う。(継続)	【環境政策課】 ・広報たはら(環境けいじばん)に年6回掲載や、ホームページにて、環境やエコに関する情報提供を行った。	【環境政策課】 ・広報たはら(環境けいじばん、教えて!ゼロカーボン先生)、ホームページにて、環境やエコに関する情報提供を行う。(継続)
		【廃棄物対策課】 ・ごみ収集カレンダーの発行(年1回)(継続) ・広報たはら(環境掲示板等)・HP・ごみ分別アプリ「さんあーる」等を活用した情報提供(継続) ・市政ほーもん講座の実施による情報提供(継続)	【廃棄物対策課】 ・ごみ収集カレンダーの発行(年1回)(継続) ・広報たはら(環境掲示板等)・HP・ごみ分別アプリ「さんあーる」等を活用した情報提供(継続) ・市政ほーもん講座の実施による情報提供(継続)	【廃棄物対策課】 ・ごみ収集カレンダーの発行(年1回)(継続) ・広報たはら(環境掲示板等)・HP・ごみ分別アプリ「さんあーる」等を活用した情報提供(継続) ・市政ほーもん講座の実施による情報提供(継続)
		【高齢福祉課】 ・広報たはらの「シニアのひろば」への記事掲載や市ホームページへの掲載、高齢者への支援内容等をまとめた冊子である「高齢者福祉の手引」等により、在宅生活の支援や交通住宅の助成、介護者支援等を市民に対して紹介する。	【高齢福祉課】 ・広報たはらの「シニアのひろば」への記事掲載や市ホームページへの掲載、高齢者への支援内容等をまとめた冊子である「高齢者福祉の手引」により、在宅生活の支援や交通住宅の助成、介護者支援等を紹介した。	【高齢福祉課】 ・広報たはらの「シニアのひろば」への記事掲載や市ホームページへの掲載、高齢者への支援内容等をまとめた冊子である「高齢者福祉の手引」等により、在宅生活の支援や交通住宅の助成、介護者支援等を市民に対して紹介する。
		【健康課】 ・健幸カレンダーを各世帯へ配布。成人保健事業や母子保健事業に関する健診、各種教室の日程案内や、当直医に関する情報提供を行う。(継続) ・広報たはら(ヘルシーナの健康ナビ)にて健康づくりに関する情報提供を行う。(継続)	【健康課】 ・健幸カレンダーを各世帯へ配布。 ・広報たはら(ヘルシーナ健康応援ナビ)にて健康づくりに関する情報提供。	【健康課】 ・健幸カレンダーを各世帯へ配布。成人保健事業や母子保健事業に関する健診、各種教室の日程案内や、当直医に関する情報提供を行う。(継続) ・広報たはら(ヘルシーナの健康ナビ)にて健康づくりに関する情報提供を行う。(継続)
		【商工観光課】 ・Instagramやツイッター等インターネットを活用し、ライブ感のある積極的な情報提供を行う。(継続)	【商工観光課】 ・Instagramやツイッター等インターネットを活用し、適宜情報提供を行った。	【観光課】 ・Instagramやツイッター等インターネットを活用し、ライブ感のある積極的な情報提供を行う。(継続)
		【街づくり推進課】 都市計画、都市整備、市街地活性化、景観、公共交通に関する情報提供を広報、市HP、報道発表等により行う。(継続) 渥美半島菜の花浪漫街道ブログを運用し、市からの情報だけでなく、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」による双方向性のある情報発信と情報共有を行う。(継続)	【街づくり推進課】 都市計画、都市整備、市街地活性化、景観、公共交通に関する情報提供を広報、市HP、報道発表等により行った。 渥美半島菜の花浪漫街道ブログを運用し、市からの情報だけでなく、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」による双方向性のある情報発信と情報共有を行った。	【街づくり推進課】 都市計画、都市整備、市街地活性化、景観、公共交通に関する情報提供を広報、市HP、報道発表等により行う。(継続) 渥美半島菜の花浪漫街道ブログを運用し、市からの情報だけでなく、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」による双方向性のある情報発信と情報共有を行う。(継続)
		【スポーツ課】 ・スポーツに関する情報を田原文化会館のモニターを活用し、情報提供する。(継続)	【スポーツ課】 ・スポーツに関する情報を田原文化会館のモニターを活用し、情報を提供した。(30件)	【スポーツ課】 ・スポーツに関する情報を市ホームページや広報たはら、市公式LINE、田原文化会館のモニターを活用し、情報提供する。(継続)
			・スポーツに関する情報を市ホームページや広報たはら、市公式LINEを活用して情報を提供した。	
		【消防署】 広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページにて消防に関する情報提供を行います。(継続)	【消防署】 広報たはら(消防かわら版)年4回 消防本部ホームページを随時更新し情報提供を実施する。	【消防署】 ・広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページにて消防に関する情報提供を行います。(継続)

b. 行政活動への市民参加の拡大

現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○新たな事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。	○市民等と一体となってまちづくりに取り組むことが「市民協働」の根底であることを市職員が十分に理解します。 ○遊休資産の活用や地域包括ケアシステムの推進など新たな課題に対しても、市民協働を踏まえて取り組みます。 ○市民等が参加しやすい方法（手法・日時・場所等）に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。また、市民等が参加（実施）するメリット（能力向上、ネットワークの構築化、精神的な達成感の獲得等）を示せるように工夫します。 ○イベント等で市民や団体、事業者等に協力を得る場合は、事前の打ち合わせ等を十分に行います。	【防災対策課】 ・防災訓練　市総合防災訓練、自主防災会一斉防災訓練（継続） ・講座等　防災カレッジ、防災ボランティアコーディネーター養成講座、防災講演会等（継続） 【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金の「人材養成視察枠」として市の課題解決策立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助する。（継続） ・市民協働まちづくり会議（年2回）、男女共同参画推進懇話会（年3回）では、公募委員、市民活動団体、事業者等が参加し、市民目線で協働促進、男女共同参画社会推進に取り組んでいく。（継続） 【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNSやケーブルテレビを活用した情報発信を行う。（継続） 【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアー等を開催し、エコ普及啓発に努める。（継続） 【高齢福祉課】 高齢者が安心して生活できるよう自治会に対して見守り活動や地域行事の開催を呼びかける。また、民生児童委員に対しても在宅生活の支援や介護者支援等を紹介する。 【地域福祉課】 ・生活ささえあいネット周知のため、市民の集う場所へ出向いて説明をし、参加者を募ります。（継続） 【健康課】 ・たはら健康マイレージの活用により、健康づくりの取り組みを推進する。（継続） ・子育て安心見守り隊、食生活改善健康づくり会に対して、定期的にフォローアップ研修会を開催する。（継続） ・健幸アンバサダーに対して、定期的に健康づくり通信を発行する。 【商工観光課】 ・「田原市観光まちづくり大学」「観光体験博覧会たはら巡り～な」により観光地域づくりへの市民参加を促します。（継続） 【街づくり推進課】 渥美半島菜の花浪漫街道ブログで、渥美半島の美しい風景や街並み、花、海、エコに関する情報を、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」が双方向性のある情報発信と情報共有を行う。（継続） 【図書館】 ・元気はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力（継続） 【消防署】 ・救命率の向上を図るため、救命講習の開催を広報たはら（消防かわら版）、消防本部ホームページに掲載し参加者を募集します。（継続） ・親子で参加できる救助体験講座を開催します。（継続）	【防災対策課】 ・市総合防災訓練、自主防災会一斉防災訓練を実施した。 ・防災カレッジ全4回を実施した。 【企画課】 ・補助金「人材養成視察枠」の活用なし ・市民協働まちづくり会議（年2回）、男女共同参画推進懇話会（年3回）開催 【広報秘書課】 ・広報サポーター（5名） ・市民目線でのケーブルテレビナビゲーターやSNSの発信による情報発信を行った。 【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアーを開催し、エコ普及啓発に努めた。 ・エコフェスタを開催し、たはら環境クイズやゼロカーボン先生の実験教室等を実施し、たはらエコ・ガーデンシティ構想の市民理解増進を図った。 ・親子で挑戦！たはらエコチャレンジ検定！を実施し、環境や菜の花エコプロジェクト、ゼロカーボンの取組についての普及啓発を行った。 【高齢福祉課】 ・高齢者が安心して生活できるよう自治会に対して見守り活動や地域行事の開催を呼びかけた。また、民生児童委員に対しても在宅生活の支援や介護者支援等を紹介した。 【地域福祉課】 ・年間10回、216名に対して説明会を実施 【健康課】 ・たはら健康マイレージにて健康づくりの取り組みを推進。 ・子育て安心見守り隊（フォローアップ研修会2回／年）、食生活改善健康づくり会（勉強会16回／年） ・健康づくりアンバサーに対して、健康づくり通信の発行（4回／年） 【商工観光課】 ・「田原市観光まちづくり大学」「観光体験博覧会たはら巡り～な」により観光地域づくりへの市民参加を促しました。、また、新たに伊良湖温泉交流サミットを開催するにあたり、市民参加を促した。 【街づくり推進課】 渥美半島菜の花浪漫街道ブログで、渥美半島の美しい風景や街並み、花、海、エコに関する情報を、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」が双方向性のある情報発信と情報共有を行った。 【図書館】 ・元気はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力を図った。 【消防署】 ・救命講習の開催を広報たはら（消防かわら版）、消防本部ホームページに掲載（年9回） ・親子レスキュー教室を開催（年1回）	【防災対策課】 ・防災訓練　市総合防災訓練、自主防災会一斉防災訓練（継続） ・講座等　防災カレッジ、防災ボランティアコーディネーター養成講座、防災講演会等（継続） 【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金の「人材養成視察枠」として市の課題解決策立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助する。（継続） ・市民協働まちづくり会議（年2回）、男女共同参画推進懇話会（年3回）では、公募委員、市民活動団体、事業者等が参加し、市民目線で協働促進、男女共同参画社会推進に取り組んでいく。（継続） 【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成、SNSやケーブルテレビを活用した情報発信を行う。（継続） 【環境政策課】 ・親子エコクッキング講座や菜の花エコツアー等を開催し、エコ普及啓発に努める。（継続） 【高齢福祉課】 高齢者が安心して生活できるよう自治会に対して見守り活動や地域行事の開催を呼びかける。また、民生児童委員に対しても在宅生活の支援や介護者支援等を紹介する。 【地域福祉課】 ・生活ささえあいネット周知のため、市民の集う場所へ出向いて説明をし、参加者を募ります。（継続） 【健康課】 ・たはら健康マイレージの活用により、健康づくりの取り組みを推進する。（継続） ・子育て安心見守り隊、食生活改善健康づくり会に対して、定期的にフォローアップ研修会を開催する。（継続） ・健幸アンバサダーに対して、定期的に健康づくり通信を発行する。（継続） ・子育て安心見守り隊、健幸アンバサダー養成講座を開催し、新たに人材を養成する。（新規） 【観光課】 ・「田原市観光まちづくり大学」「観光体験博覧会たはら巡り～な」により観光地域づくりへの市民参加を促します。（継続） 【街づくり推進課】 渥美半島菜の花浪漫街道ブログで、渥美半島の美しい風景や街並み、花、海、エコに関する情報を、市内外から募集した「渥美半島の美しい風景を発信し隊」が双方向性のある情報発信と情報共有を行う。（継続） 【図書館】 ・元気はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力（継続） 【消防署】 ・救命率の向上を図るため、救命講習の開催を広報たはら（消防かわら版）、消防本部ホームページに掲載し参加者を募集します。（継続） ・親子で参加できる救助体験講座を開催します。（継続）

c. 市民公募委員の導入

現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。市民公募委員の募集及び応募は増えてきています。	○広く市民の意見を反映するため、市民公募委員への多数の応募をいただけるよう、発言しやすい会議運営等を目指します。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議(2名)(継続) ・男女共同参画推進懇話会(2名)(継続) 【商工観光課】 ・田原市民まつりの実行委員会に公募による実行委員を採用、また、市民提案による企画を募集し、市民の手による市民まつりを開催する。(継続)	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議(2名)任期: R4.4.1～R6.3.31 ・男女共同参画推進懇話会(2名)任期: R3.4.1～R5.3.31 【商工観光課】 ・田原市民まつりの実行委員会に公募による実行委員を採用し、市民提案による企画を募集し、市民まつりを開催した。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議(2名)(継続) ・男女共同参画推進懇話会(2名)(継続) 【商工課】 ・田原市民まつりの実行委員会に公募による実行委員を採用、また、市民提案による企画を募集し、市民の手による市民まつりを開催する。(継続)

d. 市民活動団体等への参画要請の整理

現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、なかには多くの会議に参画する団体もあるので、これらの会議が、団体運営の負担とならないよう、代表者の負担軽減を図っています。	○施策検討への参画要請が団体の負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図り、特定の代表者に偏らせず、委員等の男女割合にも留意します。 ○幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組みます。 ○参加にあたっては、代表者への要請だけでなく、目的に応じた人材の依頼をし、代表者の負担軽減を図ります。	【企画課】 ・会議日程を調整するなど代表者の負担に配慮し、参加しやすい会議を開催します。(継続) ・検討委員会とワーキング等、代表者だけでなく目的に応じた人選となるように取り組みます。(継続) 【全課室】 ・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図る。(継続)	【企画課】 ・会議日程を調整するなど代表者の負担に配慮し、参加しやすい会議を開催した。 ・検討委員会とワーキング等、代表者だけでなく目的に応じた人選となるように努めた。 【全課室】 委員を依頼する際に、あて職でなく参画団体から選出してもらっている。	【全課室】 ・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図る。(継続) ・会議日程を調整するなど代表者の負担に配慮し、参加しやすい会議を開催します。(継続)

e. パブリックコメント制度

現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所や市ホームページで公表し、市民の意見を反映させながら、計画等を策定しています。	○日頃から市民に対して関心をひきつけ、一方的な原案の提示とならないよう、分かりやすい情報提供に努めます。	【広報秘書課】 ・令和4年度: 2件(予定) たはら農業プラン(2018-2027)、たはらエコ・ガーデンシティ推進計画 ・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかけた。(継続)	【広報秘書課】 ・パブリックコメント 2件: たはら農業プラン(2018-2027)、たはらエコ・ガーデンシティ推進計画 ・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかけた。	【広報秘書課】 ・パブリックコメント 令和5年度: 13件(予定) 非核・平和都市宣言、第2次田原市総合計画、田原市国際化・多文化共生推進計画(たはらグローバルシティ推進プラン)、田原市環境保全計画、第3期地域福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画、第4期田原市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、改定版田原市都市計画マスタープラン、田原市立地適正化計画、第3次田原市地域公共交通戦略計画、田原市デジタル田園都市構想総合戦略、田原市人口ビジョン、田原市高齢福祉計画 ・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかける。(継続)

f. 市民意見の提案制度

現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された「提言箱」、田原市ホームページ投書コーナー「市民の声」等で集められた後、関係各課に送付(定期的に部長会議で報告)され、関連施策に反映するとともに、提案者に回答しています。 ○平成21年度に制定した「市民の声」取扱要綱に基づき、公共性のある提言と回答を市ホームページで公開しています。	○現行の提案制度を充実しつつ、制度のPRを効果的にを行い、より建設的な意見が寄せられるよう工夫します。	【広報秘書課】 ・提言箱、ホームページ等を通じて寄せられる市民の意見は、提案者に回答するとともに事務の参考とする。寄せられた意見の概要は部長会議で報告し、市役所内で情報の共有を行う。(継続) 【図書館】 ・館長直行便(意見箱)の設置(継続)	【広報秘書課】 ・提言箱27件、ホームページ提言フォーム98件 ・市民の意見概要を部長会議で報告し、市役所内で情報共有を行った。 【図書館】 ・館長直行便(意見箱)を設置し、市民からの意見・提案がしやすい環境を整え、図書館長からの回答を図書館内に掲示し、市民の見える化を行っている。	【広報秘書課】 ・提言箱、ホームページ等を通じて寄せられる市民の意見は、提案者に回答するとともに事務の参考とする。寄せられた意見の概要は部長会議で報告し、市役所内で情報の共有を行う。(継続) 【図書館】 ・館長直行便(意見箱)の設置(継続)

g. 意見交換のための会議開催

現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○各分野の関係団体で構成する協議会の設置、コミュニティ協議会が主催する地域懇談会、各種団体が主催する総会等への出席により意見把握に取り組んでいます。	○会議の設置、地域懇談会等の会議への出席により、団体の個別意見及び総意の把握に努めます。	【防災対策課】 ・会議等 防災事務連絡会開催(4月)、自主防災活動推進協議会(年2回)(継続) 【環境政策課】 ・たはらエコガーデンシティ構想推進協議会を開催し、進捗状況の把握、課題認識、解決策の検討などを行う。(継続) ・たはらエコガーデンシティ地域協議会を開催し、各プロジェクトの実現推進を図る。(継続) ・田原菜の花エコ推進協議会を開催し、遊休農地の復元、資源循環に関する取組等の普及啓発を行う。(継続) 【廃棄物対策課】 ・田原市ごみ処理対策推進協議会を開催し、ごみの減量・再資源化等施策の推進方策の検討(継続) ・廃棄物減量等推進員連絡会議を開催し、 ごみ の適正処理・減量化を目的とした、ごみの分別指導等に関する意見交換(継続) 【親子交流館】 ・入園前の子供を持つ母親の集まりである子育てサークルと行政の協働のため、ひまわりサークルミーティングを開催する。 ・子育て支援関係者交流会の開催により、子育てサークルと関係支援団体との交流を図る。 【街づくり推進課】 ・田原地区まちづくり事業、福江地区まちづくり事業、赤羽根地区まちづくり事業については、市民が参加した各種協議会や委員会等において、事業実施や整備の意見交換などを行う。(継続) ・行政、各種団体などによって構成する渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議を開催し、アクションプランの進捗状況や意見交換などを行う。(継続) 【図書館】 ・年3回の図書館協議会の開催(継続) ・月1回の「図書館サポーターズおおきなかぶ」と館長・読書担当者によるミーティングの実施(継続) ・元気はいたつ便ボランティア、ブックスタートボランティア、音訳ボランティアの方と随時、意見交換を実施。 【地域課】 渥美地域総代連絡協議会を開催し、渥美地域の校区総代や自治会長との意見交換・連絡調整の場を設け、渥美地域における課題等の解決に取り組む。(継続)	【防災対策課】 防災事務連絡会、自主防災活動推進協議会(年2回)予定通り開催。 【環境政策課】 ・たはらエコ・ガーデンシティ構想推進協議会を開催し、進捗状況の把握、課題認識、解決策の検討などを行った。 ・たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会を開催し、各プロジェクトの実現推進を図った。 ・田原菜の花エコ推進協議会を開催し、遊休農地の復元、資源循環に関する取組等の普及啓発を行った。 ・たはらエコ・ガーデンシティ推進計画改定委員会を開催し、計画を改定した。 【廃棄物対策課】 ・田原市ごみ処理対策推進協議会を開催し、ごみの減量・再資源化等施策の推進方策の検討(継続) ・廃棄物減量等推進員連絡会議を開催し、ごみの適正処理・減量化を目的とした、ごみの分別指導等に関する意見交換(継続) 【親子交流館】 ・入園前の子供を持つ母親の集まりである子育てサークルと行政の協働のため、ひまわりサークルミーティングを開催(3回)。 ・子育て支援関係者交流会の開催により、子育てサークルと関係支援団体との交流を図った(2回)。 【街づくり推進課】 ・田原地区まちづくり事業、福江地区まちづくり事業、赤羽根地区まちづくり事業については、市民が参加した各種協議会や委員会等において、事業実施や整備の意見交換などを行った。 ・行政、各種団体などによって構成する渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議を開催し、アクションプランの進捗状況や意見交換などを行った。 【図書館】 ・年3回の図書館協議会を開催した。(5月、11月、2月) ・月1回の「図書館サポーターズおおきなかぶ」と館長・読書担当者によるミーティングを実施した。 ・ボランティア関係者(元気はいたつ便、ブックスタート、音訳)の方と意見交換を実施した。 【地域課】 ・渥美地域総代連絡協議会を開催し、渥美地域の校区総代や自治会長との意見交換・連絡調整の場を設け、渥美地域における課題等の解決に取り組んだ。(R4.4.7・R4.7.26・R4.12.20開催)	【防災対策課】 ・会議等 防災事務連絡会開催(4月)、自主防災活動推進協議会(年2回)(継続) 【環境政策課】 ・たはらエコガーデンシティ構想推進協議会を開催し、進捗状況の把握、課題認識、解決策の検討などを行う。(継続) ・たはらエコガーデンシティ地域協議会を開催し、各プロジェクトの実現推進を図る。(継続) 【廃棄物対策課】 ・田原市ごみ処理対策推進協議会を開催し、ごみの減量・再資源化等施策の推進方策の検討(継続) ・廃棄物減量等推進員連絡会議を開催し、ごみの適正処理・減量化を目的とした、ごみの分別指導等に関する意見交換(継続) 【親子交流館】 ・入園前の子供を持つ母親の集まりである子育てサークルと行政の協働のため、ひまわりサークルミーティングを開催する。 ・子育て支援関係者交流会の開催により、子育てサークルと関係支援団体との交流を図る。 【街づくり推進課】 ・田原地区まちづくり事業、福江地区まちづくり事業、赤羽根地区まちづくり事業については、市民が参加した各種協議会や委員会等において、事業実施や整備の意見交換などを行う。(継続) ・行政、各種団体などによって構成する渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議を開催し、アクションプランの進捗状況や意見交換などを行う。(継続) 【図書館】 ・年3回の図書館協議会の開催(継続) ・月1回の「図書館サポーターズおおきなかぶ」と館長・読書担当者によるミーティングの実施(継続) ・元気はいたつ便ボランティア、ブックスタートボランティア、音訳ボランティアの方と随時、意見交換を実施。 【地域課】 渥美地域総代連絡協議会を開催し、渥美地域の校区総代や自治会長との意見交換・連絡調整の場を設け、渥美地域における課題等の解決に取り組む。(継続)

h. アンケート調査

現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○総合計画の実現状況を把握する市民意識調査(3年ごとに市民・団体・事業者別に実施)、各分野のアンケート調査(定期又は随時)によって、統計的に市民意識等を把握しています。	○施策実施における客観的根拠資料となるよう、アンケート等の調査方法(実施時期・対象・設問・回答方式等)を改善するとともに、回答率の向上を図ります。また、他の都市との比較や経年比較等、多様な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。	【企画課】 ・新たにWeb回答を導入して、市民意識調査を実施。	【企画課】 ・市民意識調査にWeb回答を導入した。(Web回答 計359件/1503件) (一般295件/1301件、事業者24件/44件、農業者11件/49件、漁業者9件/49件、団体20件/60件)	

(2) 行政活動における協働のあり方

a. 地域コミュニティ団体との協働(委託)

現状	今後の取組	令和4年度取組	令和4年度実績	令和5年度取組
○地域コミュニティ団体には、自主防災活動、ごみ収集場の管理、交通安全・防犯活動、広報たはら等の文書配布、福祉活動、公園・排水施設の管理等に加えて、イベントや講演会への参加や公職委員の推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。○市からの依頼業務が増加しており、自治会等の負担となっています。依頼業務での負担を軽減するため、基本方針を定め、あらかじめ地域に対して依頼業務や行事等の年間スケジュールを提示しています。	○市各課からの依頼事項を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の弾力化や支援制度の充実等、負担軽減を検討します。○地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼事項に取り組むことにより、地域課題も同時に解決できるように工夫します。	【防災対策課】 ・自主防災活動 防災事務連絡会、地区防災訓練実施、市総合防災訓練参加依頼、防災資機材整備、各種講座等参加依頼等(継続) 【総務課】 ・年度初めの地域コミュニティ連合会定例理事会及び地区行政連絡会において、コミュニティ協議会・自治会への依頼事項等の年間スケジュールを示した。 【廃棄物対策課】 ・ごみの適正処理・減量化の推進のため、廃棄物減量等推進員を各地区自治会に配置し、地区内のごみの出し方・分別指導の活動等を行った。(継続) 【地域福祉課】 ・災害時避難行動要支援者名簿の加除を行い、5月、11月に支援を必要とする方の新しい情報を地域 へ提供し、市と地域と情報の共有を行う。(継続) 【農政課】 ・多面的機能支払事業において、地域ぐるみで行う農用地・水路、農道等の地域資源の保全管理を支援する。(継続) 【地域課】 ・災害時に迅速な対応が図れるように、渥美地域の排水機場運転管理委託、樋門管理委託を地元自治会等へ委託する。(継続)	【防災対策課】 自主防災活動として、防災事務連絡会、地区防災訓練実施、市総合防災訓練参加依頼、防災資機材整備、各種講座等参加依頼等を行った。 【総務課】 ・年度初めの地域コミュニティ連合会定例理事会及び地区行政連絡会において、コミュニティ協議会・自治会への依頼事項等の年間スケジュールを示した。(継続) 【廃棄物対策課】 ・ごみの適正処理・減量化の推進のため、廃棄物減量等推進員を各地区自治会に配置し、地区内のごみの出し方・分別指導の活動等を行った。(継続) 【地域福祉課】 ・5月と11月に地域及び関係団体に最新の名簿を提供し、情報を共有 【農政課】 ・多面的機能支払事業において、地域ぐるみで行う農用地・水路、農道等の地域資源の保全管理を支援(田原市全域内の19組織：地区) 【地域課】 ・災害時に迅速な対応が図れるように、渥美地域の排水機場運転管理委託、樋門管理委託を地元自治会等へ委託した。(排水機場7団体、樋門3団体)	【防災対策課】 ・自主防災活動 防災事務連絡会、地区防災訓練実施、市総合防災訓練参加依頼、防災資機材整備、各種講座等参加依頼等(継続) 【総務課】 ・年度初めの地域コミュニティ連合会定例理事会及び地区行政連絡会において、コミュニティ協議会・自治会への依頼事項等の年間スケジュールを示した。 【廃棄物対策課】 ・ごみの適正処理・減量化の推進のため、廃棄物減量等推進員を各地区自治会に配置し、地区内のごみの出し方・分別指導の活動等を行ってもらう。(継続) 【地域福祉課】 ・災害時避難行動要支援者名簿の加除を行い、5月、11月に支援を必要とする方の新しい情報を地域 へ提供し、市と地域と情報の共有を行う。(継続) 【農政課】 多面的機能支払事業において、地域ぐるみで行う農用地・水路、農道等の地域資源の保全管理を支援する。(継続) 【地域課】 災害時に迅速な対応が図れるように、渥美地域の排水機場運転管理委託、樋門管理委託を地元自治会等へ委託する。(継続)

b. 地域コミュニティ団体からの要望への対応

現状	今後の取組	令和4年度取組	令和4年度実績	令和5年度取組
○地域コミュニティ団体のもつ地域課題(生活環境の整備、諸制度の改善等)に関する要望は、地域コミュニティ連合会、代表者等による随時の申出によって行われています。 ○市の機関では、コミュニティ担当課または各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からは「まちづくりアドバイザー」に連絡機能(地域の希望把握)を持たせています。	○地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組みます。また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。	【防災対策課】 ・防災活動に関する相談対応(継続) 【総務課】 ・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した対応を検討する。 ・まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行う。 【地域課】 ・各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュニティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反映させる。(継続)	【防災対策課】 ・防災活動に関する相談対応等を随時行った。 【総務課】 ・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した対応を行った。(継続) ・まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行った。(継続) 【地域課】 ・各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュニティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反映させた。	【防災対策課】 ・防災活動に関する相談対応(継続) 【総務課】 ・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した対応を検討する。 ・まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行う。 【地域課】 各地域における道路、河川等の改善や補修等の要望を地区コミュニティ毎で取りまとめて提出してもらい、新年度予算に反映させる。(継続)

c. 特定業務の外部委託(市指定委託)

現状	今後の取組	令和4年度取組	令和4年度実績	令和5年度取組
○専門資格を要する市の業務の実施に関しては、多様化への対応や効率性を考慮し、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託(事業者等)による対応に切り替えています。 ○公共施設等における専門性を活かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体による指定管理者制度を導入し、協働対象事業のリストアップを行っています。	○指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業について、業務内容に応じた協働の推進を図ります。	【企画課】 ・市民提案型委託制度を導入し事業募集を行う。(継続) ・市民活動支援センター運営業務を委託する。(継続) 【地域福祉課】 ・障害者福祉制度及び自殺対策等の周知のための講演会や市民を交えた制度の勉強会をNPO法人の提案により委託にて実施する。(継続)	【企画課】 ・市民提案型委託制度により事業募集 ・市民活動支援センター運営 委託先:たはら市民活動応援隊 週2日4時間相談窓口開設 【地域福祉課】 ・当初予定をしていた計画(NPO法人の提案による講演会や勉強会)を変更し、市および関係機関職員の資質向上を目的とする外部講師による講演会を地域福祉課の主催により開催した。(令和5年3月1日、参加職員数:50名)	【企画課】 ・市民提案型委託制度を導入し事業募集を行う。(継続) ・市民活動支援センター運営業務を委託する。(継続) 【地域福祉課】 ・障害者等からの様々な相談に対応するため、市内の障害福祉事業所へ相談支援業務を委託し実施する。(継続) ・障害者福祉制度及び自殺対策等の周知の講演会や市民を交えた制度の勉強会をNPO法人の提案により委託にて実施する。(継続)

d. 市民等からの提案による協働事業(外部委託)

現状	今後の取組	令和4年度取組	令和4年度実績	令和5年度取組
○平成22年度から、市の事業について市民から広く事業提案を募る「市民提案型委託制度(テーマ提示型・自由テーマ型)」を運用しています。 ○市民に広く公募する提案型委託制度の活用が徐々に増えています。	○市民・市民活動団体・事業者との協働が可能な事業について実施のあり方を研究し、市民提案型委託制度の活用等により、成果の向上を目指します。	【企画課】 ・市民提案型委託制度による男女共同参画啓発事業(継続) 【図書館】 ・図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会の開催(継続)	【企画課】 市民提案型委託制度により男女共同参画啓発事業を行った。 事業委託1件 【図書館】 ・図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会を開催した。	【企画課】 ・市民提案型委託制度による男女共同参画啓発事業(継続) 【図書館】 ・図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会の開催(継続)

e. 様々な協働形態の導入

現状	今後の取組	令和4年度取組	令和4年度実績	令和5年度取組
○市の施策の中で、市民・団体等と一緒に なって取り組まないと成果を上げられない業務 等においては、協議会等を設けて調整を図っ ています。	○業務内容に応じて、実行委員会方式の ほか、市民等の得意分野を活かせるような 協働方式の導入・維持に取り組めます。	【環境政策課】 ・特定外来種であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を 開催し、一斉防除等を行う。（継続）	【環境政策課】 ・特定外来種であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を 年3回開催し、一斉防除（6月、7月、9月の年3回）を行った。また、 重点防除区域の倉田・松下地区では、全体で行う一斉防除に加 え、4月、5月、8月、10月の合計4回防除を実施した。	【環境政策課】 ・特定外来種であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を 開催し、一斉防除等を行う。（継続）
○柔軟な対応が必要となるイベント等では、市 民等による実行委員会方式で実施していま す。	○PFI（プライベート・ファイナンス・イニシア チブ）、PPP（パブリック・プライベート・パー トナーシップ）等の行政と民間の特性・能力 等を活かした方式による業務を実施しま す。	【廃棄物対策課】 田原リサイクルセンター炭生館 -R1／PFI期間終了 R2-R6／長期包括委託契約	【廃棄物対策課】 田原リサイクルセンター炭生館 -R1／PFI期間終了 R2-R6／長期包括委託契約	【廃棄物対策課】 田原リサイクルセンター炭生館 -R1／PFI期間終了 R2-R6／長期包括委託契約
○田原リサイクルセンターや田原市給食セン ターの運営事業には、PFI手法を導入し、効率 的かつ効果的な公共サービスの提供を図って います。		【教育総務課】 ・市内の園児、児童、生徒へ給食を提供するにあたり、給食セン ターの維持管理・運営をPFIにて行う。	【教育総務課】 ・給食を提供する給食センターの維持管理・運営をPFIにて行った。 給食提供日数：保育園・認定こども園232日 小学校：191日 中 学校：191日	【教育総務課】 ・市内の園児、児童、生徒へ給食を提供するにあたり、給食セン ターの維持管理・運営をPFIにて行う。

(3) 市民参加・協働状況の公表

a. 協議会議への報告・一般公表

現状	今後の取組	令和4年度取組	令和4年度実績	令和5年度取組
○市民・市民活動団体・事業者・行政など各主 体の市民協働に関する取組は、市民協働まち づくり会議において状況を報告し合い、市民に 公開しています。	○毎年、市民参加・協働状況を項目別に取り まとめ、協議会議や一般市民に公表し、 参加・協働への取り組み方の検討資料とし て活用できるようにします。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議において、各主体の取組状況や意見の 把握に努める。（継続）	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議を2回開催し、各主体の取組状況や意見 の把握に努めた。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議において、各主体の取組状況や意見の 把握に努める。（継続）

区分2【指針その4】 市民公益活動の支援

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ④ 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組む。【条例第10条】
- ⑤ 市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備する。【条例第11条】
- ⑥ 市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力する。【条例第12条第1項】
- ⑦ 市が保有する市民公益活動に必要な情報を提供する。【条例第12条第2項】
- ⑧ 市民公益活動に対し、必要に応じて、人的支援、財政的支援等を行う。【条例第13条】

(1) 活動環境の整備のあり方

a. 施設等の整備・利用改善

現状	今後の取組	令和4年度取組	令和4年度実績	令和5年度取組
○市民や団体等の活動拠点として、市民館を はじめ、文化会館や運動施設等を整備すると ともに、予約システムの改善、利用負担の減 免等により利便性の向上、活動の活性化を 図っています。	○公共施設の集約化や重点化、複合化等 を踏まえ、公共施設のサービスの適正化を 図ります。	【生涯学習課】 ・赤羽根地域における公共施設再編について協議 ・江比間野外活動センターの方向性について協議 ・田原市社会教育施設等長寿命化計画に沿った改修等の推進	【生涯学習課】 ・赤羽根地域における公共施設再編について協議を行ったが、引 き続き協議中 ・江比間野外活動センターの方向性について共同所有者の豊橋市 と協議し、方向性が確定した。 ・田原市社会教育施設等長寿命化計画に沿った改修等の推進に ついて進捗管理を行った。	【生涯学習課】 ・赤羽根地域における公共施設再編について協議 ・田原市社会教育施設等長寿命化計画の一部見直しと計画に 沿った改修等の推進
○合併や人口減少により、重複した施設や行 政目的を終えた公共施設も増加しているた め、公共施設の適正化に取り組んでいます。	○公共施設の長寿命化を図るとともに、未 利用施設の利活用を進めます。			

b. 市民公益活動の環境整備

現状	今後の取組	令和4年度取組	令和4年度実績	令和5年度取組
○市民等が安心して市民公益活動に取り組め るように、市において社会貢献活動災害補償 制度を設け、一定の範囲内で傷害等を補償し ています。	○公益性の高い活動について、社会貢献 活動災害補償制度を継続し、主催者及び 参加者の傷害等に対応する体制を維持す るとともに、必要に応じ、実態に即した制度 内容に見直します。	【企画課】 ・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活 動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安心して公 益活動に取り組める環境整備を明確化する。（継続） 【地域福祉課】 ・市民同士が支え合う生活ささえあいネットのサポーターにはボラ ンティア保険料の一部を社会福祉協議会が負担し、参加しやすい 環境を整備する。（継続） 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度の継 続	【企画課】 社会貢献活動災害補償制度保険に加入し、公益性の高い活動中 の事故に対する補償等を行った。傷害事故17件 【地域福祉課】 社会貢献活動災害補償制度保険に加入し、公益性の高い活動中 の事故に対する補償等を行った。 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度の加 入	【企画課】 ・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活 動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安心して公 益活動に取り組める環境整備を明確化する。（継続） 【地域福祉課】 ・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活 動中の事故を補償。（継続） 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度の継 続

(2) 情報提供のあり方

a. 市民公益活動の市民等への情報提供

現状	今後の取組	令和4年度の実績	令和5年度の実績
○公益性の高い活動(共催・後援事業等)については、可能な範囲内で、「広報たはら」や市のホームページ、SNS等で紹介するとともに、自治会を通じた回覧・配布文書、公共施設等でのポスター掲示により、必要な情報を提供しています。 ○市民活動支援センターを媒介として、支援センターホームページ、広報たはら等で市民活動団体等の取組を紹介しています。	○市民等への市民公益活動の情報提供について、市民活動支援センターが主体となり、広報活動を行うとともに、より市民活動への期待や関心が集まるような紹介の仕方を工夫します。	【企画課】 ・市民活動支援センターは、市民協働まちづくり事業補助金等を活用した団体等を積極的に取材し、広報たはらやSNS等で情報を発信する。(継続) 【地域福祉課】 ・田原市婚活支援事業補助金を活用して市民等が実施する婚活イベント等の情報を「広報たはら」や市のホームページ上で紹介する。(継続) 【図書館】 ・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示板や図書館ホームページ・SNSの活用(継続) 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動(共催・後援事業等)について、可能な範囲で市のホームページ、広報たはらへの掲載をする(継続)	【企画課】 ・市民活動支援センターでは、市民協働まちづくり補助金等を活用した団体等を積極的に取材し、広報たはらやSNS等で情報を発信した。 【地域福祉課】 ・HP公開(6回)、地域への回覧(6回)、会員宛てへのメール配信(6回) 【図書館】 ・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示板や図書館ホームページ・SNS等を活用し情報発信に努めた。 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動(共催・後援事業等)について、可能な範囲で市のホームページ、広報たはらへの掲載。 ※令和4年度は市HP、広報たはら掲載事業なし

b. 行政情報の提供

現状	今後の取組	令和4年度の実績	令和5年度の実績
○市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、できる限りお知らせするようにしています。 ○市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取扱基準に従う必要があり、現状として市民活動団体には提供していません。	○法の範囲で現状の閲覧制度等を維持・改善しながら、市民活動団体の活動情報や国県市などの各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供の是非を検討します。	【高齢福祉課】 ・地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の訪問活動に対し、住民基本台帳に登録されている個人情報のうち、対象者の住所、氏名、性別、年齢を掲載した一覧表を貸し出す。 【高齢福祉課】 ・地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の訪問活動に対し、住民基本台帳に登録されている個人情報のうち、対象者の住所、氏名、性別、年齢を掲載した一覧表を貸し出す高齢者見守り活動情報提供制度を実施した。	【高齢福祉課】 ・地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の訪問活動に対し、住民基本台帳に登録されている個人情報のうち、対象者の住所、氏名、性別、年齢を掲載した一覧表を貸し出す。

(3) 人的・財政的支援等のあり方

a. 市民公益活動への人的支援

現状	今後の取組	令和4年度の実績	令和5年度の実績
○人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談や「まちづくりアドバイザー」の派遣等による相談業務を行っています。	○市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできる限り多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上も図ります。 ○事業担当課だけでなく、全課室がさまざまな分野の市内市民活動の状況を把握し、市役所全体で連携し、市民公益活動を支援します。	【企画課】 ・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行う。(継続) ・市職員の公益活動、地域活動への積極的参加を呼び掛ける。(継続) 【総務課】 ・まちづくりアドバイザーが相談業務を行う。	【企画課】 ・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行った。(継続) ・市職員の公益活動、地域活動への参加を呼び掛けた。 【総務課】 ・まちづくりアドバイザーが相談業務を行った。(継続)

b. 市民公益活動への財政的支援

現状	今後の取組	令和4年度の実績	令和5年度の実績
○地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が支出されています。	○“市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民協働まちづくり基金を活用した市民公募型補助事業を継続し、効果的な支援を目指します。 ○より利用しやすい補助制度とするため、募集スケジュールや申請手続き、審査方法の改善を図ります。	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援し、チャレンジ枠により、若年層の市民活動への参加誘導に期待する。(継続) 【地域福祉課】 ・市民等が企画し、又は提案する結婚の推進を目的とした出会いの機会を積極的に提供する事業等に田原市婚活支援事業補助金により活動資金の支援をします。今年度予算10万円(上限額)×3団体(継続)	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援し、チャレンジ枠により、若年層の市民活動への参加誘導に期待する。(継続) 【地域福祉課】 ・市民等が企画し、又は提案する結婚の推進を目的とした出会いの機会を積極的に提供する事業等に田原市婚活支援事業補助金により活動資金の支援をします。今年度予算10万円(上限額)×3団体(継続)

c. 市民公益活動へのその他の支援

現状	今後の取組	令和4年度の実績	令和5年度の実績
○田原市後援等取扱要綱に基づき、市の施策に合致する市民公益活動(イベント等)については、共催または後援し、施設利用料の減免や活動のPRIに取り組んでいます。	○引き続き、共催・後援等の承認を行い、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組みます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。	【企画課・生涯学習課・スポーツ課】 ・共催、後援の承認。(継続) 【生涯学習課】 共催・後援の承認を行った。 【スポーツ課】 共催・後援の承認を行った。(共催:44件、後援96件) 【廃棄物対策課】 ・団体による清掃活動に対して、ごみ袋の支給・清掃用具の貸出(継続)	【企画課・生涯学習課・スポーツ課】 ・共催、後援の承認。(継続) 【生涯学習課】 共催・後援の承認を行った。 【スポーツ課】 共催・後援の承認を行った。(共催:44件、後援96件) 【廃棄物対策課】 ・団体による清掃活動に対して、ごみ袋の支給・清掃用具の貸出(継続) ・軽トラック貸出事業において、ボランティア活動に対する利用料減免制度を導入(新規)

(4) 市民間協働の支援のあり方
a. 市民間協働の促進のための支援

現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみんのひろば」の開催を支援しています。	○市民公益活動における連携の意向（他の団体に対する協力要請等）や実現状況を把握するとともに、連携・協力・支援が進められるように、情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組みます。	【企画課】 ・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを設置する。 （継続） ・市民活動をPR等するためのイベント「しみんのひろば」開催の支援を行う（継続）	【企画課】 ・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを委託により運営した。 ・市民活動をPR等するためのイベント「しみんのひろば」開催の支援を行った。	【企画課】 ・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを設置する。 （継続） ・市民活動をPR等するためのイベント「しみんのひろば」開催の支援を行う（継続）

区分3【指針その5】 地域コミュニティ活動の振興に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ⑨ 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施する。【条例第17条第1項】
⑩ 行政課題について、地域コミュニティ団体により集約された意見に配慮する。【条例第17条第2項】

(1) 地域コミュニティ団体の振興のあり方 ②市の機関の支援のあり方

a. 地域コミュニティ団体の振興策				
現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○平成18年度に策定された田原市地域コミュニティ振興計画が、平成29年度に改定され、コミュニティ担当課において連絡の調整や活動の支援が行われています。	○市は、地域コミュニティのあり方の検討、まちづくり計画の改定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。 ○市は、地域コミュニティ団体が抱える課題の解決や、地域活動の担い手育成など、支援体制の構築を図ります。	【総務課】 ・地域活動や施設整備等に対する支援制度を継続し、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行う。 ・まちづくりアドバイザーが地域コミュニティ活動の支援を行う。	【総務課】 ・地域活動や施設整備等に対する支援制度を継続し、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行った。（継続） ・まちづくりアドバイザーが地域コミュニティ活動の支援を行った。（継続）	【総務課】 ・地域活動や施設整備等に対する支援制度を継続し、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行う。 ・まちづくりアドバイザーが地域コミュニティ活動の支援を行う。
b. 地域コミュニティ団体の意見の反映				
現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、コミュニティ協議会や自治会を対象とした説明会を開催し、地域住民の意見を把握しながら進めています。	○市の施策において、地域への影響や関わりが大きなものについては、自治会やコミュニティ協議会等で民主的な方法で集約された地域の意見に配慮しながら進めていきます。また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、まちづくり推進計画等における地域の取組方針に配慮します。			
c. 地域コミュニティ団体の認定制度				
現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○田原市市民協働まちづくり条例施行規則に基づいて、基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）しています。 ※認定状況（平成29年4月現在） コミュニティ協議会 20協議会 校区 6校区 自治会 4自治会	○地域コミュニティ団体の活性化の手段の一つとして、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の規定項目について、現状を踏まえて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）します。			

区分4【指針その6】 市民協働まちづくり基金の活用に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ⑪ 市民の連帯強化、市民公益活動の促進に財源を確保するため、基金を設置する。【条例第10条第1項】
⑫ 基金の運用から生ずる収益は、第1項に定める目的の経費に充てるものとする。【条例第17条第4項】

(1) 基金のあり方

a. 合併特例債積立部分の管理・運用・確保				
現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○市の合併に対する国の支援として用意された手法（合併特例債による借入）を中心に原資を積み立てているため、この部分の取崩しは原則的にできません。	○原資を定期預金等で運用し、その運用益によって市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進を図っていきます。 ○経済情勢や市の財政状況に応じて、原資を含めて、まちづくりのために活用していきます。	【財政課】 ・合併特例債の活用による原資の積み立てについて検討します。	【財政課】 ・原資の積立て金額の算定や活用方法等について検討した。	【財政課】 ・合併特例債の活用による原資の積み立てについて検討します。

b. 一般寄付等による積立部分の確保・運用

現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○この基金は市民等の寄付による積み立てもできるため、市民公益活動の支援財源を確保するために、寄付金の募集を市民に周知しています。	○一般寄付等によって積み立てられた原資は、取り崩して使うことも運用益を利用することも可能であるため、ニーズに応じて振り分け、活用していきます。 ○ふるさと納税における、寄付の使い道として「地域の助け合い」の応援を指定した寄付金は、地域助け合いのために運用していきます。	【企画課】 ・市民協働推進寄附金（継続） ・渥美半島田原市応援寄附金（継続）	【企画課】 ・市民協働推進寄附金 1件 ・渥美半島田原市応援寄附金 寄附件数 7,282件	【企画課】 ・市民協働推進寄附金（継続） ・渥美半島田原市応援寄附金（継続）
		【図書館】 ・雑誌スポンサー制度（継続）	【図書館】 ・雑誌スポンサー制度を活用し、図書館資料の充実を図った。	【図書館】 ・雑誌スポンサー制度（継続）

(2) 基金運用益の活用のあり方

a. 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○基金運用益は、市が市民活動を振興するために設置している市民活動支援センターの事業費用及び以下の各種補助制度等に活用しています。 ・平成21年度「市民協働まちづくり事業補助金」 （令和3年度「新規団体・人材養成活動補助金」、「市民提案型委託制度」、「市民活動チャレンジ支援補助金」を市民協働まちづくり事業補助金に統合）	○毎年度の発生する基金運用益等は、設置目的（市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進）に即して、まず、市民公益活動（公募）の補助経費に充当し、残額は基金の目的に即して実施される市の関係事業の財源または基金積み立てに利用します。	【企画課】 市民活動支援センターの事業費、市民協働まちづくり事業補助金として活用。 市民協働まちづくり基金に積立てる。	【企画課】 市民活動支援センターの事業費、市民協働まちづくり事業補助金として活用した。 市民協働まちづくり基金に積立てた。	【企画課】 市民協働まちづくり事業補助金経費として活用する。 市民協働推進寄附金を市民協働まちづくり基金に積立てる。

b. 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

現状	今後の取組	令和4年度の取組	令和4年度の実績	令和5年度の取組
○基金の運用益を活用し、市民協働まちづくり事業補助金等を設け、市民活動を支援しています。 ○基金を取崩し、市民活動の拠点となるコミュニティ施設等の整備費用に対し支援を行います。	○市民公益活動の活性化や協働意識の向上のため、基金の運用益を活用した支援制度等を見直し、さらなる充実化を図ります。 ○市民公募型支援制度の積極的な活用が図られるよう、制度の改善や効果的な制度紹介を行うとともに、新たな市民公益活動が生まれるような方策について検討します。	【企画課】 再掲 ・市民協働まちづくり事業補助金の「人材養成視察枠」として市の課題解決策立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助する。(継続) ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援し、チャレンジ枠により、若年層の市民活動への参加誘導に期待する。(継続) 【総務課】 ・コミュニティ施設等の整備に要する費用の支援に活用	【企画課】 ・市民協働まちづくり事業補助金により支援した。 【総務課】 ・コミュニティ施設整備等に対する支援制度により支援した。	【企画課】 再掲 ・市民協働まちづくり事業補助金の「人材養成視察枠」として市の課題解決策立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助する。(継続) ・市民協働まちづくり事業補助金により、活動経費の一部を支援し、チャレンジ枠により、若年層の市民活動への参加誘導に期待する。(継続) 【総務課】 ・コミュニティ施設等の整備に要する費用の支援に活用

令和 4 年度 市民活動支援制度の活用状況

1 市民協働まちづくり事業補助金

(1) 通常枠

市内の市民活動団体が行う公益的な事業（地域づくり、福祉、環境保全等）の事業費の一部を支援する制度。団体の自立を促し、目的実現を支援するため、補助は3年を限度としている。

(補助率 1 / 2、上限 20 万円)

○補助額 5 万円以上 20 万円以下（補助対象経費 20 万円以上）の事業

団体名・事業名	事業内容	補助額 (補助対象経費)	事業担当課
成章会マイク大谷氏講演会 実行委員会 【国際社会に通用する「人間力」を備えた人材育成「成章会マイク大谷氏講演会」】	国際社会に通用する「人間力」を備えた人材育成を目的に、田原市出身でサムライカウボーイ社長という稀有な経歴を持つ、マイク大谷氏の講演会を開催し、今後の国際交流事業の発展に寄与する。	200,000 円 (475,395 円)	広報秘書課

(2) 少額枠

○補助額 5 万円未満（補助対象経費 10 万円未満）の事業

団体名・「事業名」	事業内容	補助額 (補助対象経費)	事業担当課
視覚障害者団体さくらんぼ 【心とところをつなぐ音楽会】	視覚障害者に対する理解を深めることを目的に、音楽イベントを開催。視覚障害者と晴眼者のコラボ演奏、目隠し体験、視覚障害に関するクイズ大会を実施し、楽しみながら視覚障害者と市民の交流を深める。	38,000 円 (77,820 円)	地域福祉課

(3) 新規団体枠

新しく設立された団体の活動経費の一部を支援するもので、市民活動団体の新しい担い手づくりを目的とする。**(補助率 10 / 10、上限 5 万円)**

■当該年度に設立満 2 年に満たない団体

団体名・「事業名」	事業内容	補助額 (補助対象経費)	事業担当課
一般社団法人泉中学校跡施設利活用地元協議会 【ダキシメルオモイ 10 年のあゆみと絵画展～ダキシメルオモイプロジェクト～】	旧泉中学校の体育館等で、田原市在住の作家（小林憲明氏）のパネル展・絵画展を実施。地域の活性化を図るとともに、芸術作品を身近に触れる機会、地域住民の触れ合いの場を創出。	50,000 円 (63,501 円)	生涯学習課
埴 【美術作品を通じた作家を交えてのトークと対話】	県内外在住の美術作家を招き、来場者と対話する。対話を通して文化芸術を身近に感じてもらい、日々の原動力や創作意欲の向上につなげることで、文化芸術の振興を図る。	50,000 円 (71,263 円)	文化財課

(4) チャレンジ枠

市民活動の担い手を増やし、地域活性化につなげることを目的として、青年層の市民による公益活動を支援する制度。若者が公益活動にチャレンジし、楽しみながらまちづくりに取り組めることを期待。(補助率1/2、上限10万円)

■おおむね18～40歳の市民5人以上で構成される団体

→応募団体なし

(5) 人材養成枠

団体の活動に関する専門知識を習得する講座・研修等で、公益活動の推進に有効なものに対する参加費や旅費を支援する制度。

【講座】

→応募団体なし

【視察枠】

→応募団体なし

R5

通常枠1団体、少額枠1団体

R5.8.1 現在

2 市民提案型委託事業制度

市民活動団体からの提案による事業の委託制度。市が目的を決めて募集する「テーマ提示型」と、団体が分野や取り組みを自ら考えて提案する「自由テーマ型」がある。

4月号広報及び田原市ホームページで周知

【テーマ提示型】

(1) 募集期間：4月1日～5月31日

(2) 募集テーマ：男女共同参画啓発事業（委託費上限：130,000円）

(3) 応募団体：スマイルの会

(4) 事業名：「自主避難所のサポート体制ー非常食とトイレをメインにー」

(5) 事業内容：防災の分野での女性の参画を進めること、自主避難所のサポート対策を強化することを目的に、主に非常食づくりの研修会や外部識者を入れた意見交換会を実施。

【自由テーマ型】

(1) 募集期間：4月1日～7月31日

→応募団体なし

R5

テーマ提示型 1件

R5.8.1 現在

3 社会貢献活動災害補償制度

市民公益活動（社会貢献活動）中の万一の事故に対して、田原市社会貢献活動災害補償制度により、一定額の補償を準備し、活動者又はその指導者が安心して活動していただくことにより、市民協働のまちづくりの促進を図る。

【制度活用状況】※事故件数は、契約期間（5月3日～翌年5月3日）で集計

	傷害事故	損害賠償	合計	備考
令和2年度	4件	1件	5件	
令和3年度	5件	1件	6件	
令和4年度	20件	0件	20件	
令和5年度	4件	0件	4件	R5.8.1 現在

田原市民活動支援センターの運営について

【1】田原市民活動支援センターの運営状況

(1) 設置目的: 市民活動の活性化を図るため、平成19年度に設置

- 市民活動団体に対する情報の提供
- 市民、団体間の交流促進
- その他支援による市民活動の推進

(2) 設置場所及び設備

- 場所: 田原文化会館フリースペース内 約 26.9 m²
- 設備: カウンターテーブル、掲示板、閲覧用パソコン、電話(内線)、メールアドレス、印刷機 等

(3) 運営体制の経緯

	運営方式
H19.4～H22.3	《業務委託》 特定非営利活動法人たはら広場
H22.4～H28.3	《市直営》 市民活動推進スタッフ(嘱託員)、市民協働課職員
H28.4～H29.4	《市直営》 企画課協働係職員
H29.5～	《業務委託》 たはら市民活動応援隊

(4) 運営内容

- 市民活動相談、情報紙発行、広報記事作成、ホームページ運営、しみんのひろば企画運営、東三河市民活動推進協議会への協力、講座の開催、印刷機利用受付 等

(5) 相談件数推移

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
総件数	113	108	115	114	108	87	102	155	16	15	92	84	(4.5休)49	64	43

※平成 28 年度からは、相談件数集計から館内案内や雑談など軽微なものを除いている。
平成 29 年度からは、相談件数集計から印刷機の利用を除き、相談対応のみとしている。

(6) 主な相談内容

- 活動相談 → NPO 設立・手続き関係はどうしたらいいか
- 補助金関連 → 市補助金の申請相談／各種助成制度の情報収集
- 広報 → 市広報媒体への掲載依頼等
- 一般 → 情報交換
- 市民活動団体交流会 → イベント出展等の相談

【2】令和5年度の運営体制

- (1) 応募団体：たはら市民活動応援隊
(2) 委託期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
(3) 開設日：毎週火・土曜日／正午～午後4時
(4) 委託金額：554,000円

【積算の根拠】

センター開設業務	408,000円(102日×4時間×1,000円)
センター業務補足	59,000円
しみんのひろば運営関係費	87,000円(10月1日にサンテドームで開催)

(5) 委託内容

- (1) 市民活動に関する相談及び助言
(2) 市民活動を行う人材の育成及び支援
- ① 市助成金の周知と相談支援
 - ② 各種民間助成金情報の周知と相談支援
 - ③ 市民及び市民活動団体を対象とした講座「市民まちづくり講座」の開催
※外部の講師料については、市の予算で対応。
 - ④ 市民活動団体間の交流及び市民活動への参加啓発を目的としたイベント「しみんのひろば」の企画及び運営
- (3) 市民活動に関する情報の収集、提供及び発信
- ① 市民活動の取材
 - ② 市内外の市民活動に関する情報の周知
 - ③ 市民活動だよりの原稿作成(年1回)
 - ④ 広報たはらの原稿作成
 - ⑤ メールマガジンの発行
 - ⑥ SNSを活用した情報発信
 - ⑦ どすごいネットを活用した情報の収集及び発信

市民協働まちづくり方針の見直しに向けての意見

資料6

別綴じ

◆平成29年度に改定した本方針については、平成30年度～令和9年度の10年間を目標としています。

本年度に中間の進捗確認と現状把握を行い、変化に対応した修正を行う予定です。

◆表の左欄は市民協働まちづくり方針の平成29年度改定時点の現状を記載しています。中欄はまちづくり会議委員からの意見を、右欄には各課（ワーキングメンバー）からの意見を取りまとめ記載しています。これ以外に、お気づきの点がございましたら会議にてご意見をいただきたいと思います。

市民協働まちづくり方針 ■第1章 取り組みの背景と現状	委員からの意見等	ワーキングメンバーからの意見等
(1) 市民協働のまちづくり（わたしたちみんなでとりくむまちづくり）の必要性		
① 自治運営の自己決定・自己責任の拡大		
○平成12年の地方分権一括法の施行、さらに平成23年の地域主権改革一括法の施行により、国・県の関与が少なくなり、市町村が自らの意思で決定できる行政サービスの範囲が拡大されるとともに、責任も重くなってきました。	※網掛は意見等の依頼をしていなかった項目	意見なし
○田原市では、市町村合併と行政改革により、行政能力の向上と効率化を図ってきました。一方、人口減少社会への対応のため、現在、「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の取組も進めています。民間との連携や協働も必要とされており、今後も、各地域がその特色を充分発揮できるよう、市民との対話による地域の実情に即した施策展開が一層重要となっています。		意見なし
○「東三河広域連合」に代表される自治体間の新たな広域連携によるスケールメリットを活かし、多様化、高度化する住民ニーズに対応しつつ、行政事務のさらなる効率化を図ることも必要となっています。		意見なし
② 価値観・ニーズの多様化		
○豊かな自然環境に恵まれた田原市は、日本一の農業産出額を誇る農業地域という面と、県内有数の工業都市という面を持ち、観光などのサービス業も盛んです。 <u>市民は様々な職に就き</u> 、ライフスタイル・価値観も多様化する中、時代の変化や即応したより一層の人材の育成・活躍が <u>必要とされています</u> 。	・就職の場が少ない状況で、「市民は様々な職に就き」が気になる。市民のライフスタイルと、続けるだけで良いのでは。 ・「・・・必要とされています。」を「必要です。」or「必要と思われます。」と変更	・高齢化社会で、介護人材不足が懸念される。介護人材確保が必要。
○近年、市民意識における社会モラルの低下や利己主義の広がりに対応するため、隣近所や地域による子どもの健全育成や高齢者への支援、防犯活動などの互助機能の充実が <u>必要となっています</u> 。	・「・・・必要となっています。」を「必要です。」or「必要と思われます。」と変更	意見なし
○遊休不動産や森林の荒廃など、当事者（事業者等）や行政だけでは解決できず、地域社会全体として取り組まなければならない課題が増加しています。	意見なし	意見なし

■第1章 取り組みの背景と現状	委員からの意見等	気付いた点・意見等
② 価値観・ニーズの多様化		
○ <u>巨大地震や、ゲリラ豪雨、などの予期せぬ災害</u> が懸念される中、行政だけでなく、家庭・地域・市民活動団体・事業者それぞれが、 <u>且ごろからの</u> 防災意識を向上させ、協働で防災対策を <u>推進し</u> 、人と人との絆づくりを促すことが重要となっています。	・線状降水帯という表現もあった方が良い。	・巨大地震や異常気象により、予期せぬ災害の発生が懸念…にしてはどうか ・日ごろからの→日ごろから ・推進し→推進するため ・ここ数年、本市が被災したのは「ゲリラ豪雨」と言うよりは「集中豪雨」の方だと思う。
■特筆すべき事項がありましたら記載してください。 例) 感染症拡大による変化 ◇委員からの意見：コロナ禍を経て、市民活動や自治会活動などに対する意識の変化、活動の停滞など今後の活動に影響を与える問題点などがあれば、それぞれの該当箇所に記載されてもよいと思います。		
③ 総合計画による方向付け		
○「みんなが幸福を実現できるまち」をまちづくりの理念として新たに掲げ、市民一人ひとりの幸福の創出に主眼を置いた、10 年先を見据えたまちづくり方針として、平成 24 年度に策定された「改定版第 1 次田原市総合計画」に基づき、まちづくりが進められています。		・令和 5 年度改定
○改定後の総合計画においても、まちづくりの方針として「参加と協働による持続可能なまちづくり」が掲げられており、その実現に取り組む必要があります。		意見なし
④ 市民協働による成果向上への期待		
○全国一律の施策では地域特性に対応できないこともあります。地方分権による市の権限拡大を踏まえ、市民が望む満足度の高いサービスの実現手法として、国の誘導策や補助金を前提としない市民と一緒に進める施策の実施 <u>にも期待が寄せられています</u> 。	・「・・・にも期待が寄せられています。」を「(協働対策)が必要です。」or「必要と思われる。」と変更	意見なし
○平成 20 年 4 月には、「田原市市民協働まちづくり条例」が、また、同年 10 月には、市民・市民活動団体・事業者・行政等各主体の意見を集約した「田原市の市民協働まちづくり方針」が策定され、協働を進める基本条件が整えられました。		意見なし
⑤ 市民協働まちづくりの基本条件の整備		
○平成 25 年度には、市民・市民活動団体・事業者及び市の機関の取組の状況を確認・評価し、改善策を検討して、市民協働まちづくり方針を改定しました。		意見なし
○平成 27 年度には、伊良湖小・堀切小・和地小の統合の実施に伴い、「田原市市民協働まちづくり条例」が一部改正されています。		意見なし

■第1章 取り組みの背景と現状	委員からの意見等	気付いた点・意見等
⑤ 市民協働まちづくりの基本条件の整備		
■特筆すべき事項 ・平成 29 年度、「田原市の市民協働まちづくり方針」を改訂 ・平成 30 年度、田原市の特定目的基金に関する条例等を統合した田原市基金条例の制定に伴い、「田原市市民協働まちづくり条例」の一部を改正		
(2) 市民協働のまちづくりの現状と展望		
①市民活動の現状		
○市内には、福祉・文化・体育などの団体や全国組織の地域団体など 300 以上の団体が存在しています。多くの市民活動団体では、高齢化などによる組織の弱体化が課題となっています。	・同感	・役員の担い手不足、定年延長等により老人クラブ数及び会員数が年々減少している。
○一方、盆踊りの復活や夏祭り等の実施を通して、生まれ育った土地に感謝するなど、地域資源を見直し、大切に守っていこうとする活動団体が <u>増え始めています</u> 。	・「・・・が増え始めています。」を「・・・も再認識されている。」	・コロナにより、盆踊りや夏祭り等を実施していない期間があり、再開に向けての活動ができているか気になる。
○各分野の総括団体として、社会教育団体連絡協議会（文化協会・スポーツ協会・小中学校PTA等）、ボランティア連絡協議会（社会福祉協議会内）が組織されています。		意見なし
○市民活動団体では、特定非営利活動促進法の施行（平成 10 年）により特定非営利活動法人（NPO 法人）が設立され、 <u>クラウドファンディングの活用</u> や、収益を市に還元する事例も見られるなど、市民活動の活性化が図られています。 ※NPO 法人登録数 令和 4 年：18 団体	・現実としてクラファは事務量が多いことから最近ではあまり活用されていないように思います。ネットを活用した協賛等への呼びかけなど、広報の仕方はFB、Insta、Twitter 等のほうが多いのでは？	意見なし
○田原市は、市民活動団体の支援機関として平成 19 年 7 月に市民活動支援センターを設置するとともに、市民公益事業への補助金や人材育成への支援制度、行政活動の一部を市民が担う市民提案型委託制度などを順次設けてきました。	意見なし	意見なし
② 地域コミュニティ活動の現状		
○田原市は、これまで企業誘致を推進し、多くの転入者を受け入れてきました。その一方で、住民自治を充実させるため、 <u>昭和 47 年に国のモデル指定を受け、地域コミュニティ施策の取組も始めました。昭和 60 年からは小学校単位の活動体制（校区制）を構築してきています。平成 28 年に小学校の統廃合があった校区では、旧小学校区単位での活動体制（地域コミュニティ協議会制）を維持しています。（加筆）</u>		・内容が古すぎて、現状ではない気がするが。

■第1章 取り組みの背景と現状	委員からの意見等	気付いた点・意見等
② 地域コミュニティ活動の現状		
○市民にとって一番身近な学びを実践する社会教育施設である市民館は、人づくり・地域づくり活動を行うコミュニティ協議会の活動拠点として活用されています。	意見なし	意見なし
○ <u>地域コミュニティを取り巻く課題は多様で、自治会加入の減少や運営の担い手不足など、地域コミュニティの存続に影響するものもあります。</u>	・「地域コミュニティを取り巻く課題は常に多様ですが、少子高齢化に伴い、自治会加入の減少や運営の担い手不足など、地域コミュニティの存続に影響を与えています。」と変更	・「課題は多様」の部分、自治会加入率の低下、運営の担い手不足は顕著ですが、それ以外に大きな課題が思い浮かびません。2つに課題に特化しても良いのではないかと。
○田原市は、平成 29 年度に地域コミュニティ振興計画を改定し、地域コミュニティづくりと活性化を継続的に支援しています。	意見なし	意見なし
○田原市地域コミュニティ連合会は、コミュニティ協議会の連合組織として、さまざまな地域課題の解決に自主的に取り組み、研究調査を行っています。	意見なし	意見なし
③ 市民等と市の機関の協働体制		
○田原市は、平成 5 年から市民のボランティア活動中の事故を救済するために、田原市社会貢献活動災害補償制度を導入し、市民による社会貢献活動の促進を図っています。 平成 20 年には田原市市民協働まちづくり条例が施行され、市民活動団体による市民公益活動に取り組みやすい環境を整える市の責務が明確化されましたので、引き続き本制度により、活動者又はその指導者が安心して活動できるような環境づくりを進めています。	・今後も継続してほしい	意見なし
○田原市は、総合計画などの施策検討において、アンケート調査、各種団体代表者や公募市民の会議参加、パブリックコメント制度などによる市民参画に取り組んでいます。 ※パブリックコメント制度による意見募集案件数 平成 29 年度：6 件、平成 30 年度：5 件、令和 1 年度：6 件 令和 2 年度：7 件、令和 3 年度：5 件、令和 4 年度：2 件	意見なし	意見なし
④ 市民等と市の機関の協働体制		
○自治会等には、多種多様な市の業務が <u>委託</u> されています。引き続き、地域コミュニティ団体の自主性を尊重しながら、防災や防犯、美化活動、福祉活動などの分野で <u>対等なパートナー</u> として連携していく必要があります。	意見なし	・前段の「委託」に対し、後段の「対等なパートナー」という表現に少し違和感を覚えます。「委託」という言葉をもう少し協働よりに表現できたら良いような気がします。

■第1章 取り組みの背景と現状	委員からの意見等	気付いた点・意見等
④ 市民等と市の機関の協働体制		
○その他の市民活動団体や事業者と市の協働は、施策ごとに行われています。今後もきめ細かい行政サービスを実現する <u>効果的な手段として、一層期待が寄せられています。</u>	・「・・・効果的な手段として、一層・・・」→「・・・効果的な手段を構築する必要があると思われます。」と変更	意見なし
⑤ 市民活動団体同士のより <u>いっそう</u> の連携		
○地域コミュニティ団体とNPO、ボランティア団体がより連携し、情報共有や意見交換をすることで、互いの問題を解決できる可能性があります。今後も、田原市民活動支援センターを <u>介するなどして、ネットワークの構築を図っていくことが重要です。</u>	・社協「ボランティアのつどい」で行っています。 ・「・・・介するなどして、ネットワークの構築・・・」→「・・・介して、きめ細かい連携を重ねていくことが必要です。」と変更	・内容では無いですが、表題の「よりいっそう」は「より一層」でいかがでしょうか。一行前や他のページでは「一層」になっている。
○活動PRと団体の連携を図るため、「しみんのひろば」「福祉のつどい」等のイベントが開催されており、団体間の交流が <u>進んでいます。</u>	意見なし	・両イベントとも、ある程度歴史あるイベントであるため、「交流が進んでいる」という発展途上の表現より、「交流が図られている」というような表現の方がマッチするような気がします。
⑤ 市民等と事業者のより <u>いっそう</u> の相互理解・協働の促進		
○市内の事業者は、社会貢献活動に意欲的に取り組み、人的並びに財政的な側面から市民活動の支援に貢献しています。	意見なし	・表題の「いっそう」→「一層」
○NPO等の団体との協働事業を通じて社会貢献を行おうとする企業・事業者は増えています。しかし、 <u>市民やNPO団体と事業者との接点が不足している点</u> もあるため、今後も相互に情報提供し合い、 <u>いっそう</u> 連携を深めていくことが必要とされています。	・学生(団体)も位置づけられないでしょうか？ 例：愛知大学学生地域貢献事業団体おいでん喫茶 2018年から一色集会所や田原福祉センターで開催されている高齢者向けコミュニティ活動の活性化に取り組んでいる。 ・「・・・市民やNPO団体と事業者との接点が不足している点・・・」→「・・・市民やNPO団体と事業者との接点を補う方策が必要です。」or「・・・だと思われる。」と変更	・文末の「いっそう」→「一層」
■特筆すべき事項がありましたら記載してください。 ◇委員からの意見 発足の経緯は違うものの、福祉分野への対応を得意とする社会福祉協議会が主催する「福祉のつどい」と、それ以外の分野対応を受け持っている「しみんのひろば」は、総合的に相互補完し合う市民活動ボランティア「応援隊」だと思います。悩める問題喚起も似ています。一方で「社会貢献を行おうとする企業・事業者」と、その対象となる「応援隊」とのマッチング企画を、今までとは違う角度で考えてみたらどうか？一例としての市民協働係が行なっているトヨタとの連携もしかり、親子交流館（すくっと）がおこなっているヤクルトさんとの連携など「個人や企業の社会貢献活動」という枠をさらに広げて考えてみていくと、行政が仲介する「市民協働関連補助金制度」の活用例としてさらに充実するのではないかな？社会福祉協議会の補助金活用についても同様だと思う。		

市民協働まちづくり方針 ■第4章市民協働の6つの指針	委員からの意見等	気付いた点・意見等
■指針その1 市民等の役割の実現		
①市民や団体、事業者の行政参加や公益的な取組みの現状		
【現状】		
・市民の市民公益活動への参加については、各個人の自主性に委ねられています。	意見なし	意見なし
・市民の行政活動への参加については、各個人の自主性に委ねられています。	意見なし	意見なし
・市民活動団体は、独自又は関係団体、市民活動支援センターと連携して情報誌やホームページ等で活動をPRしていますが、まだ不足しています。	意見なし	意見なし
・事業の拡大を図るために、法人化する市民活動団体もあります。	意見なし	意見なし
・事業者は、あらゆる事業活動の中で地域社会に貢献しています。また、地域や業種ごとに各種団体を結成し、より広域的かつ多様な地域公益活動にも取り組んでいます。それらは自主性に委ねられています。	意見なし	・「あらゆる」で良いか？全ての事業活動の中で地域社会に貢献しているわけではないと思う。
・事業者自身や関連団体は、それぞれが可能な範囲で、市民活動団体への社員派遣・資金協力（寄付等）・会場・資材の提供等を行っています。	意見なし	意見なし
■指針その2 行政参加・協働の推進		
①行政情報の提供の現状		
【現状】		
・行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレットやイベントちらし等に掲載し、コミュニティ協議会・自治会を経由する地域文書として、市民に伝えています。	意見なし	意見なし
・インターネットを活用したホームページ（市、市議会等）やSNS、ケーブルテレビ（市政番組、議会中継等）、声の広報、市政ほーもん講座等で情報を提供しています。	意見なし	意見なし
・新たな事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。	意見なし	意見なし
②市民意見の反映、市民意識調査		
【現状】		
・パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所や市ホームページで公表し、市民の意見を反映させながら、計画等を策定しています。	意見なし	意見なし

■第4章市民協働の6つの指針	委員からの意見等	気付いた点・意見等
②市民意見の反映、市民意識調査		
・市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された「提言箱」、田原市ホームページ投書コーナー「市民の声」等で集められた後、関係各課に送付（定期的に部長会議で報告）され、関連施策に反映するとともに、 <u>提案者</u> に回答しています。	・市民館に設置されている「みんなの意見箱」は関心がないのか、ほとんど利用されていない。市民に関心が高まる収集方法が考えられないか。	・提案者に→必要に応じ提案者に（すべては回答していないため）
・ <u>平成21年度に制定した「市民の声」取扱要綱</u> に基づき、公共性のある提言と回答を市ホームページで公開しています。	・「市民の声」取扱要綱は平成21年度から改定されていないのですか。情報の取扱い、コロナ後、ネットの広がり等反映させるべきでは	意見なし
・各分野の関係団体で構成する協議会の設置、コミュニティ協議会が主催する地域懇談会、各種団体が主催する総会等への出席により意見把握に取り組んでいます。		意見なし
・総合計画の実現状況を把握する市民意識調査（3年ごとに市民・団体・事業者別に実施）、各分野のアンケート調査（定期又は随時）によって、統計的に市民意識等を把握しています。	意見なし	意見なし
③公募委員等の現状		
【現状】		
・方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。市民公募委員の募集及び <u>応募は増えてきています</u> 。	・本当に応募が増えていますか	意見なし
・方針・計画等の検討会議、施策推進の <u>協議会等多数設置され</u> 、中には多くの会議に参画する団体もあるため、これらの会議が団体運営の負担とならないよう、代表者に限定しない参画要請とするなど負担軽減を図っています。	意見なし	・協議会等多数設置され →協議会等、公募委員等が参画する会議が 多数設置され
④委託等の現状		
地域コミュニティ団体との協働（委託）		
【現状】		
・地域コミュニティ団体には、自主防災活動、 <u>ごみ収集場</u> の管理、交通安全・防犯活動、広報たはら等の文書配布、福祉活動、公園・排水施設の管理等に加えて、イベントや講演会への参加や公職委員の推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。	意見なし	・「ごみ収集場」→「ごみステーション」に修正
・市からの依頼業務が増加しており、自治会等の負担となっています。依頼業務での負担を軽減するため、基本方針を定め、あらかじめ地域に対して依頼業務や行事等の年間スケジュールを提示しています。	意見なし	意見なし

■第4章市民協働の6つの指針	委員からの意見等	気付いた点・意見等
特定業務の外部委託（市指定委託）		
【現状】		
・専門資格を要する市の業務の実施に関しては、多様化への対応や効率性を考慮し、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託（事業者等）による対応に切り替えています。	意見なし	意見なし
・公共施設等における専門性を活かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体による指定管理者制度を導入し、協働対象事業のリストアップを行っています。	意見なし	意見なし
市民等からの提案による協働事業（外部委託）		
【現状】		
・平成22年度から、市の事業について市民から広く事業提案を募る「市民提案型委託制度（テーマ提示型・自由テーマ型）」を運用しています。	意見なし	意見なし
・ <u>市民に広く公募する提案型委託制度の活用が徐々に増えています。</u>	・現状に即していますか？	意見なし
■指針その3 市民間協働の推進		
①市民、団体、市の連携・支援状況		
【現状】		
・イベントにおける団体の連携や事業者の協力等、市民公益活動においても協働が行われており、市民活動支援センターを通じて情報発信も実施されていますが、その状況は十分に把握されていません。	意見なし	意見なし
・事業者の活動において、市民公益活動を支援する取組も見られますが、そうした内容は十分に市民等に <u>知られていません</u> 。	意見なし	・「知られていない」のか、「知らされていない」のか
・各種団体の連合組織やNPOの育成・連携を目指した市民活動支援センター等の <u>中間支援団体</u> が存在し、市の関係課と協力しながら市民公益活動の活性化や各種調整を行っています。	・（支援センターを団体ととらえるのには）団体という言葉には違和感があります。	意見なし
・ <u>中間支援団体</u> による、団体同士の交流を図るイベント等が開催され、少しずつ団体間の連携が進んでいます。	・コロナ禍の影響、メンバーの高齢化・減少などの状況を踏まえると今後の市民活動活性化を図る上では、“連携”、“つながり”を強化していくことがますます重要になってくるように思います。	意見なし
・市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみのひろば」の開催を支援しています。		意見なし

■第4章市民協働の6つの指針	委員からの意見等	気付いた点・意見等
■指針その4 市民公益活動の支援		
①施設整備・利用等の現状		
【現状】		
・市民や団体等の活動拠点として、市民館をはじめ、文化会館や運動施設等を整備するとともに、公共施設予約システムの改善、利用負担の減免等により利便性の向上、活動の活性化を図っています。	意見なし	意見なし
・合併や人口減少により、重複した施設や行政目的を終えた公共施設も増加しているため、公共施設の適正化に取り組んでいます。	・地域で活用されていない公民館は、市の財政で取り壊すことはできないか。維持管理費の負担軽減をしたい。	・委員からの意見はどこの市民館のことか？ 地区の集会所のことか？ 活用されていない市民館はないという認識である。
・市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において社会貢献活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害等を補償しています。	意見なし	意見なし
②市民活動の情報発信の現状		
【現状】		
・公益性の高い活動（共催・後援事業等）については、可能な範囲内で、「広報たはら」や市のホームページ、SNS等で紹介するとともに、自治会を通じた回覧・配布文書、公共施設等でのポスター掲示により、必要な情報を提供しています。	意見なし	・広報たはらに「」が付いているのはこの項と次項だけなので、「」なしで統一してはどうか？
・市民活動支援センターを媒介として、支援センターホームページ、「広報たはら」、SNS等で市民活動団体等の取組を紹介しています。	意見なし	・市民活動支援センターを媒介として→の活動として ではどうか？
・市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、できる限りお知らせするようにしています。	意見なし	意見なし
・市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取扱基準に従う必要があり、現状として市民活動団体には提供していません。	意見なし	・地区自治会等が行うひとり暮らし高齢者の見守り活動に対し、住所、氏名、性別、年齢を掲載した一覧表を申請により貸し出すことができる。
・市が保有する住民情報等については、個人情報保護法・条例の取扱基準に配慮しながら、自治会が行う住民福祉向上活動に対して、閲覧制度等を設けています。	意見なし	意見なし
③人的支援、財政的支援等の現状		
【現状】		
・人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談や「まちづくりアドバイザー」の派遣等による相談業務を行っています。	・「まちづくりアドバイザー」との相談業務は、あまりされていないと感じる。参加した後必要だと感じた。	・自主防災活動推進地区の支援は人的支援に該当しない？

■第4章市民協働の6つの指針	委員からの意見等	気付いた点・意見等
③人的支援、財政的支援等の現状		
・地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が支出されています。	意見なし	意見なし
・田原市後援等取扱要綱に基づき、市の施策に合致する市民公益活動（イベント等）については、共催または後援し、施設利用料の減免や活動のPRに取り組んでいます。	意見なし	意見なし
■指針その5 地域コミュニティ活動の振興		
①市民、団体、事業者の地域活動への参加		
【現状】		
・市民は、地元の自治会（区、町内会等）に所属し、その互助活動に参加することによって生活に身近な課題に対処するとともに、コミュニティ協議会の活動における役割に従事したり、関心のある行事等に参加したりしています。	意見なし	意見なし
・近年、アパート居住者等に、これらの活動に参加しない市民もいるため、役割分担やルールの不徹底等の問題が生じています。そこで、事業者や行政と連携し、市民の自治会加入促進を図っています。	意見なし	意見なし
・近年の人口減少、少子高齢化の進行、地域活動への関心の低下、ライフスタイルの多様化等により、地域活動の運営の担い手、活動の担い手確保が困難となってきた地域もあります。	意見なし	・他で出た意見同様、コロナ禍の影響についても触れるとよい。 ・役員の担い手不足、定年延長等により老人クラブ数及び会員数が年々減少している。
②市民活動団体の加入・活動参加		
【現状】		
・従来から存在する互助的な市民活動団体は、その所在地域の自治会やコミュニティ協議会の構成員として、さらに協力団体として活動に参加していますが、その状況は地域ごとで異なります。	意見なし	意見なし
・ボランティア団体やNPO等の新たな市民活動団体は、その活動が認知されていないため、自治会やコミュニティ協議会の構成員になることは少ないのが現状です。	意見なし	・新たな を最初に持ってきては？
・地域活動の運営の担い手、活動の担い手として、ボランティア団体やNPO等の市民活動団体は、自治会やコミュニティ協議会との連携や参加が期待されています。	意見なし	・運営の担い手、→運営の担い手 ・ボランティア団体や…活動団体はを最初に持ってきては？

■第4章市民協働の6つの指針	委員からの意見等	気付いた点・意見等
③事業者の加入・活動参加		
・事業者は、事務所や工場等の所在地域の自治会等にできる範囲で協力（賛助会費負担、場所や器材の提供等）しています。<u>また、農業者の場合、地域環境に大きな影響があることから、関係団体の役員などが地域コミュニティ団体の構成員となっているケースもあります。</u> →農地、農道・水路などの地域環境の保全に関する農業関係団体の役員などが、地域コミュニティ団体の構成員となっているケースもあります。（事務局案）	意見なし	・農業者の場合…ケースもあります。 の意味が解らない。 →農地、農道、水路等の環境保全の関係から地元の農業委員や工区の役員等がコミュニティ団体の構成員に入っている所があるということの様
・事業者は、地域活動の運営の担い手、活動の担い手として、自治会やコミュニティ協議会との連携や活動等への参加が期待されています。	意見なし	意見なし
④地域コミュニティ振興策		
【現状】		
・平成18年度に策定された田原市地域コミュニティ振興計画が、平成29年度に改定され、コミュニティ担当課において連絡の調整や活動の支援が行われています。	意見なし	意見なし
⑤地域コミュニティ団体の意見の反映		
【現状】		
・地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、コミュニティ協議会や自治会を対象とした説明会を開催し、地域住民の意見を把握しながら進めています。	意見なし	意見なし
⑥地域コミュニティ団体の取組のあり方		
【現状】		
・自治会は過去の経緯によって形成されており、規模も形態も様々となっています。校区、コミュニティ協議会は、ある程度の部分は市から提示された形式にそって形成されています。	意見なし	意見なし
・平成23年度には田原市地域コミュニティ連合会が発足し、より自主的な地域活動が展開されています。	意見なし	意見なし
・自治会は、世帯単位の加入となっていますが、アパート居住者等を中心に未加入者が増加する傾向にあり、市街地中心部で加入率が低下しています。	意見なし	意見なし
・地域コミュニティ連合会では、転入・転居者向けに自治会加入促進リーフレットを作成し、自治会加入促進を図っています。	意見なし	意見なし
・総会やイベント等の活動は地域によって異なり、その参加状況も地域によって異なっています。	意見なし	意見なし

■第4章市民協働の6つの指針		委員からの意見等	気付いた点・意見等
⑥地域コミュニティ団体の取組のあり方			
・地域コミュニティ団体のそれぞれが役割分担しながら生活に身近な課題に対処していますが、住民のライフスタイルやニーズが多様化するとともに、担い手不足が問題となっています。	意見なし	意見なし	
⑦地域コミュニティ団体間、各種団体との連携状況			
【現状】			
・コミュニティ協議会の連絡調整の場として田原市地域コミュニティ連合会が開催されています。	・コミュニティ協議会の連絡調整の場として田原市地域コミュニティ連合会 <u>の理事会</u> が毎月開催されています。	意見なし	
・中学校区単位では、東部中学校区で連携する組織（田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会）、伊良湖岬中学校区で連携する組織（田原市西部表浜地域環境整備協議会）が設置され、市と連携しながら地域課題への対応を進めています。	・中学校単位ではなく地域名での表現に変更したほうが良いと思う。（伊良湖岬中学校はいつまでも旧というのを入れることになるから） ・伊良湖岬中学校区での活動はされているのか。中学校区単位での活動としていいのか。	・伊良湖岬中学校＝福江中学校	
・福江地区まちづくりビジョンの具現化を図るため、清田・福江校区による清田・福江校区まちづくり推進協議会を設立し、地域活性化の取組を行っています。	・清田・福江校区まちづくり推進協議会による地域活性化の・・・（既に設立されているため、「～を設立し、」だと適切でない）	・シンプルに「福江地区まちづくりビジョンの具現化を図るため、清田・福江校区まちづくり推進協議会が地域活性化の取組を行っています。」でどうか。 ・まちなか賑わいづくり実行委員会（田原市中心市街地）、赤羽根地区まちづくり推進委員会（赤羽根市街地）、清田・福江校区まちづくり推進協議会（福江市街地）が、各市街地の活性化や賑わいの創出に向けた取組を行っている。 ・田原中部地区景観まちづくり検討会が、田原中部地区の景観形成に向けた取組を行っている。	
・子ども会や老人クラブ等の従来型の団体は、地域コミュニティ協議会の構成員となるなど連携が見られます。また、新たに発足したNPO等と連携して地域活性化に取り組むケースも見られます。	・？	・市老連に加入している老人クラブ数が減少している。	
⑧住民の意見集約・代表			
【現状】			
・地域コミュニティ団体は、生活に身近な課題について、必要に応じて連絡機能や会議等を通じ、住民等の意見を 把握 しています。	意見なし	・意見を把握しています。→意見を聴取しています。 にしてはどうか	

■第4章市民協働の6つの指針	委員からの意見等	気付いた点・意見等
⑧住民の意見集約・代表		
・地域コミュニティ団体は、生活に関連する市の施策や事業者の事業等について、必要に応じて住民意見を集約し、要望や同意等の意思を表明しています。	意見なし	意見なし
■指針その6 市民協働まちづくり基金の活用		
①基金の管理		
【現状】		
・市の合併に対する国の支援として用意された手法（合併特例債による借入）を中心に原資を積み立てて いるため、この部分の取崩しは原則的にできません。 います。 市民協働まちづくりのための活用以外にこの部分の取崩しはできません。（修正）		・特筆すべき事項に記載の内容を反映させる。
・この基金は市民等の寄付による積み立てもできるため、市民公益活動の支援財源を確保するために、寄付金の募集を市民に周知しています。		・寄附金の募集について、市民に周知とありますが、どのような方法で周知しているか。
②基金運用益の充当について		
【現状】		
・基金運用益は、市が市民活動を振興するために設置している市民活動支援センターの事業費用及び以下の各種補助制度等に活用しています。 平成21年度～ 市民協働まちづくり事業補助金		・特筆すべき事項欄に記載の内容を反映させる。 ・以下の各種補助制度等の更新
・基金の運用益を活用し、市民協働まちづくり事業補助金等を設け、市民活動を支援しています。		・特筆すべき事項欄に記載の内容を反映させる。
■特筆すべき事項		
- 令和元年度からコミュニティ施設等整備補助金に充当するために必要に応じて基金の取り崩しが可能となった。（H31.2.14 まちづくり会議で報告） - 合併特例債を活用した基金の積み立てを行い財源を確保する。 - 令和4年度に基金を取崩して行うことができる事業の範囲を拡大した。（集会所等整備に加え市民館整備を対象事業とした。）		

「田原市の市民協働まちづくり方針」修正のスケジュール

1. 見直しの目的

平成 30 年 3 月の改定時から 5 年が経ち、社会情勢の変化により、国の施策や市民の意識は変化している。田原市の市民・市民活動団体・行政等の置かれている状況に合わせて方針の内容を見直す必要がある。策定時の社会と現在の状況を確認し、現状とのズレが生じている部分を今の時代に即した内容へと修正する。

2. 今後の進め方

① 意見集約

＊各主体の意見

- ・委員からの意見等
- ・これまでの会議等での取組報告
- ・市民意識調査等

＊市の取組・方向性（協働ワーキング会議等）

② スケジュール案

日 程	会議等	内 容
5 月 10 日	庁内取組状況調査（～6 月 2 日）	
6 月 19 日	委員への意見等依頼（～7 月 7 日）	現状把握等
7 月 27 日	ワーキングメンバーへの意見等依頼（～8 月 7 日）	現状把握等
8 月 9 日	第 21 回協働ワーキング会議(市役所)	市の取組状況・意見等確認
8 月 24 日	第 35 回協働まちづくり会議①	方針修正の方向性確認
・第 1～3 章 素案作成 ・第 4 章 現状案確認		
10 月下旬	第 22 回協働ワーキング会議(市役所)	第 1～3 章 素案確認 第 4 章 現状案確認
11 月中旬	第 36 回協働まちづくり会議②	第 1～3 章 素案確認、4 章 現状案確認 意見交換
・第 1～3 章 修正 ・第 4 章 今後の取組の確認修正 ・全体調整 ・原案作成		
1 月中旬	第 23 回協働ワーキング会議(市役所)	原案確認
・全体調整		
3 月	第 37 回協働まちづくり会議③	全体確認・決定

各委員の取組み

1	橋本 聡恵 委員
○ ・YAROMAI ミニカフェ 実施レポート ・市民協働提案委託事業 中間レポート、アンケート集計結果 別添資料参照	

2023.8.15

YAROMAI ミニカフェ 実施レポート

イベント名：身近な社会課題を学ぼう 生活困窮者支援ってなに？

<日時> 2023年7月8日(土) 16:00～17:30

<場所> 田原市社会福祉センター大会議室

<講師> 田原市社会福祉協議会 総務課 中西秀一様

<参加者>

たはランティア1名、田原中学校教員1名、

外部参加2名、講師1名、

YAROMAI メンバー7名 合計12名

<内容>

前半：講話

田原市の生活困窮の実態

生活困窮の種類（経済的困窮、社会的孤立）

子どもの孤独感と不登校数

ひきこもり

支援の方法 問題解決を目指す解決型支援

つながり続けることを目指す伴走型支援

→ キーワードは「友達になること」

支援事例

生理用品の寄付活動、子ども食堂（ふれあい食堂）の実施、

ひきこもりだった方の社会とのつながる場・体験の場



後半：シェアリングタイム



田原市民提案型委託事業 中間レポート

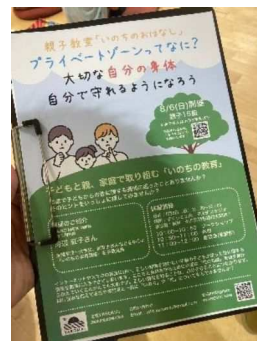
イベント名：親子教室「いのちのおはなし」プライベートゾーンってなに？

日時：2023年8月6日(日) 10:00～12:00

場所：田原市親子交流館すくっと 2階マルチスタジオ

講師：こもれび助産院 河辺紅子様

企画運営：YAROMAI



<実施目的>

幼児期から家庭で性教育を実践するきっかけをつくり、男女の体や性、命に関する正しい理解、望まない妊娠を防ぐための知識等、こどもたちの性情報リテラシーを高めることにより、性別に関わらず多様に活躍できる地域社会の実現を目指します。

<実施経緯>

大切な自分やパートナーの身体といのちを守るために性教育は重要なことであるながら、家庭や学校での教育は難しく、子どもと一緒に学べる機会がほしいという市民の声が多数あり、YAROMAI が主体となって田原市に提案を行うことで実現しました。

<参加者>

田原市内の小学3年生以下の児童・幼児とその親：14組 43名

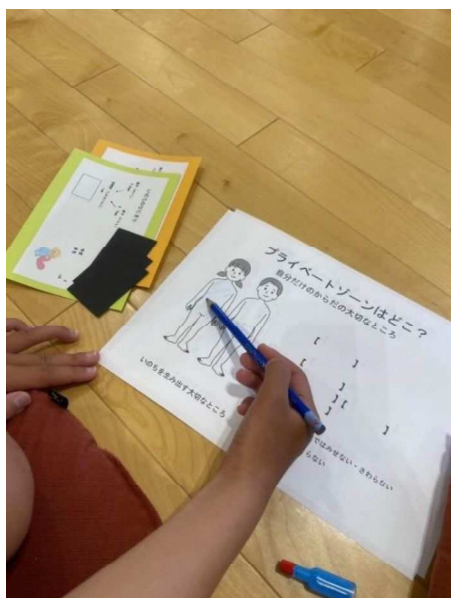
すくっと職員：3名、講師：1名、YAROMAI スタッフ：8名 合計55名

<実施内容>

専門的なアプローチから性教育の実績のある河辺助産師を講師に招き、前半は、ワークショップ形式で、プライベートゾーンとは何か、いのちの誕生や妊娠の仕組みについて、親子で学びました。プライベートゾーンがどこなのか、塗り絵をすることから始まり、なぜ大切なのか、また、親が子どもの身体に触れる時にも勝手に触れてはいけないことを教わり、子ども自身が他人に触られた時の自分の身を守る方法については、実際に声を出して実践。元気いっぱいな子どもたちの声が会場に響きました。

子宮などのスケッチや模型に関心を示す子どもや、休憩中に講師に質問をする子どもの姿も見られました。後半は座談会形式で講師とスタッフを交えて、性教育に関する親からの質問や悩み、子どもからの疑問をざっくばらんに話しました。それぞれの家庭が直面している課題を共有し、家庭の事情に寄り添った講師のアドバイスに、全員で耳を傾ける時間となりました。

<講座の様子>





- ・印のサイズ(黒い丸)から、赤ちゃんのサイズになるのがピッタリした。
- ・印子の筆先がよくあるのがピッタリだ。
- ・知らない人に、おりとさわられたら!!
 やめて!! っ!! → 大人に言う!!
- ・男の子 → きちんと下に金タマがおりてるの。
- ・お風呂に入るときに、自分であらったら、たり、ぐくにんをどる!
 (お風呂にのりお)
- ・大きい声で「ヤッタ!!」
- ・男の子にも女の子のにもセリで考ええてあげる。
- ・生(生)のおととまの子がおとはたぐではなく、きんとおとえていて、はぐからいたまにせず、時間と距離を向き合う。
- ・相対との距離(ビナルズダンス)を台本にあえていく。
- ・家族の中で、性(性)についてお父さんとお母さんに話をとる。

- ・生活について心配...
 - ↳ ナナギの遊び方を生活習慣の改善.
- ・生活の時の子供へのお風呂の入り方
 - ↳ 生活の節にもなるので、一緒に入ってもらおうぞ!
- ・中学生の子に対しての親子の距離感.
 - ↳ 本人が話さず親が話してはう親子が増える.
 - 友人関係の事は、子供にまかせる.
- ・ババと娘の遊び方 全身で遊び遊ぶのだ.
 - ↳ ババに話す時の注意のほうも考え直す.
- ・何でも話せる親子 家族がベス!!
 - ・家庭ごとに温度差があるのを、子供教育について学校はだもってあるのだと良い.
 - ・子供の貧困がきたときに、きちんと伝えられる事には出来ない.
 - ・子供がブレイクソーの話をした時に、かくて良い.
 - ・子供に自分の事は、自分で言う様にしよう.
 - ・ババも健康と、豊かなて育つ!

＜報道機関 掲載記事＞

2023 年 8 月 11 日(金) 東愛知新聞

田原のYAROMAが教室

性への正しい知識

低学年児童らと親が参加

田原市の市民団体「YAROMA」はこのほど、ワークショップ形式で性について学ぶ親子教室「いのちのおはなし」を同市の「親子交流館すくすく」で開いた。小学3年生以下の子供達とその親の計50人が参加した。

市民提案型の委託事業。幼稚園から家庭性教育を実践するきっかけをつくり、男女の体や性命に関する正しい理解、望まない妊娠を防ぐ知識など、子どもたちの「性情報リテラシー」を高める。これにより多様に活躍できる地域社会の実現を目指す。

「こめれび助産院」の助産師河辺紅子さんが講師。性器など他人に見せたくないプライベートゾーンについて塗り絵で学び、なぜ大切なかを説いた。親が子どもの身体に触れる時にも勝手に触れてはいけないことや、他人に触れた時に身を守る方法として、しっかりと声に出すことを教えた。

参加した親は「講座後、子どもに『お尻を触られたらどうする?』と聞いたところ、『助けてと言

う、逃げる、親に話す』と言えたことが良かった」と語った。

11月11日にも開催する。問い合わせはYAROMA事務局の河合さんへメール（yaroma1@svaonline.com）または（mail.com）へ。

【岸信雄】



性器の仕組みなどを学ぶ児童ら（提供）

＜参加者の感想＞

別紙参照

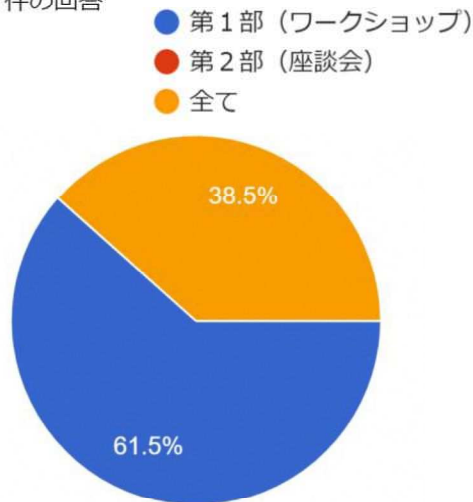
<今後の予定>

本年度事業として11月11日（土）と2月3日（土）の開催を予定

8/6(日) いのちのおはなし親子教室 アンケート集計結果

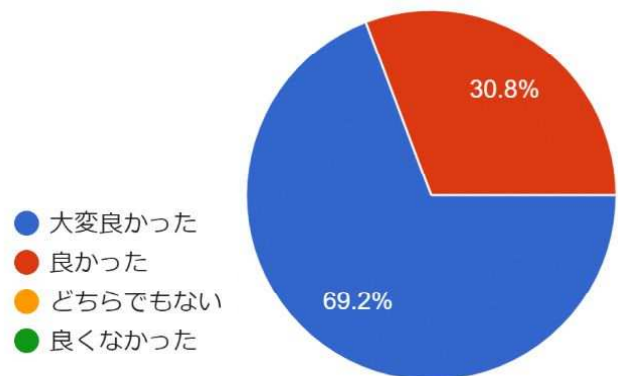
本日はどれに参加されましたか？

13 件の回答



本日参加されて良かったと思いますか？

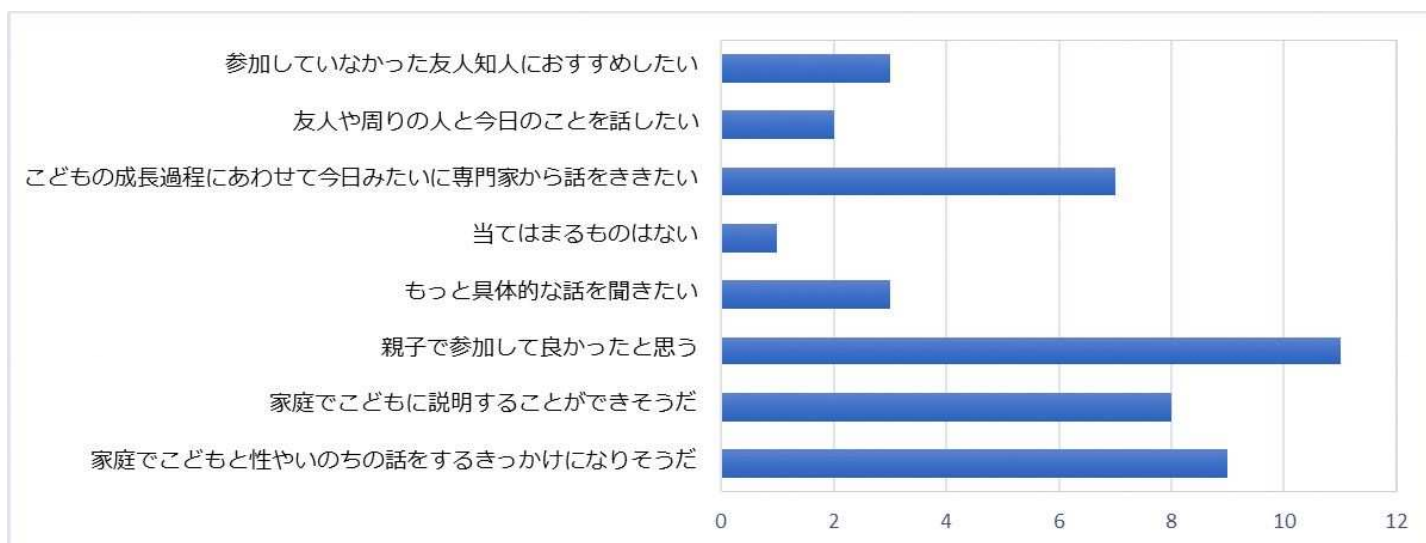
13 件の回答



上記の理由をお聞かせください。

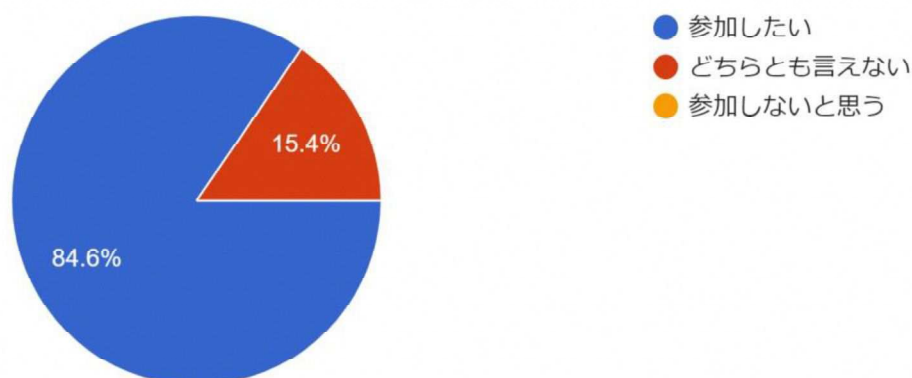
- ・家で実践できる内容で良かったです
- ・うちは双子がいて、中々説明が難しかったが、根底を説明してもらったので、私からの説明が入りやすくなるため。
- ・プライベートゾーン、出産の仕組みを分かりやすく教えて頂けた。
- ・プライベートゾーンがどうして大切なのが分かりやすかったです。
- ・ワークショップでは知らないことや、親から言われてもなかなか聞かないことがあります、振り返ったときにお尻を触られたらどうする？と聞いたときに、助けると言う、逃げる、親に話すと言えたことが良かったですね。
- ・座談会では、他の家庭での様子を知ることができ良かったです。
- ・大人から説明しづらい性行為などの内容をさらっと子どもたちに伝えてくれた。付随する性の知識にも興味が湧いたようで子どもが楽しそうだった。(赤ちゃん人形も楽しそうだった。)
- ・自分の体を見たり触ったりすることで大人も子どもも健康管理につながると再認識できた。子どもに実際に叫んでもらうのも良い訓練だと感じた。
- ・少し急ぎの進み方だったが、とても勉強になるお話だったから。
- ・子供が興味を持って聞いていたので。
- ・家でも私から子どもに話をしているが、絵が張り出されたり自分で色を塗ったり小物を触ったり…で、家では経験できないやり方での伝え方だったから。
- ・子供にとっては少し早い内容だったかなと思うけど、私としては知らなかった事を知れたり、子供との過ごし方で自分以外の方の意見を聞く事で参考になる事があったので。
- ・知らないことが知れたので。

本日のセミナーを受け、当てはまるものがあればお選びください。
(複数回答可)



今後このようなセミナーがあれば参加したいですか？

13 件の回答

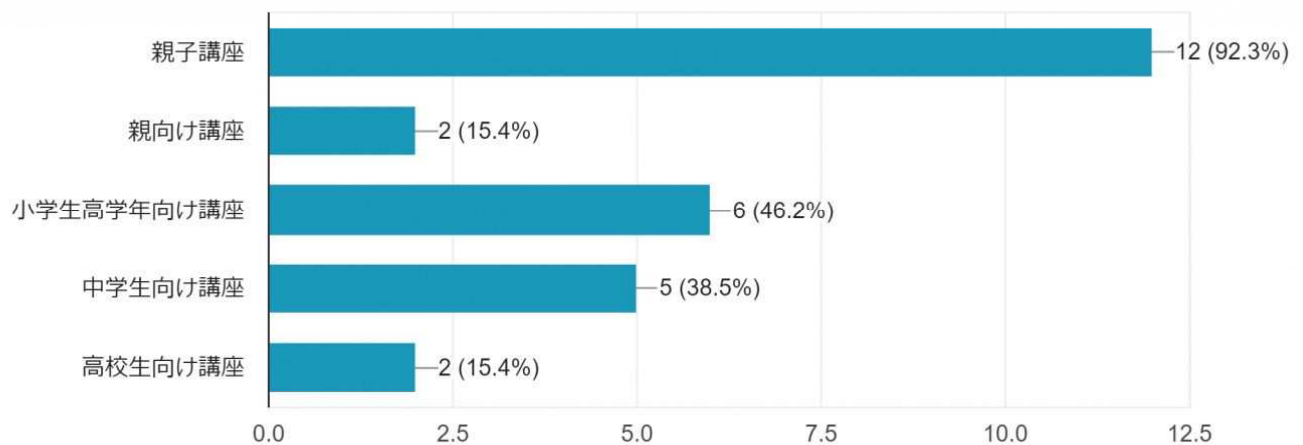


上記回答の理由があれば教えてください。

- ・ 母子家庭で男児3人を育てて説明できることの限界を感じているため
- ・ 自宅では祖父母がいて話しづらいので、外で他者から優しく教えて頂けるのがありがたい。
- ・ 次は講座は生理のことかな？と今どうしようか考えているようですが、次も参加したいと思いました。
- ・ 性教育について知る事はどの家庭、お子さん、大人にも必要なことだから
- ・ 一年生と四年生の参加だったが、四年生も照れたりふざけたりせずに十分理解して、これから実践することの大切さが分かったようだった。次は少し年齢を上げて募集しても良さそうな気がした。
- ・ 何度も参加して、知ってて当たり前のこととして捉えてほしいから。
- ・ 話を聞く事に興味はあるが、知らない人ばかりの中で自分の意見を話す事が少し苦手だから。
- ・ きっかけになるので

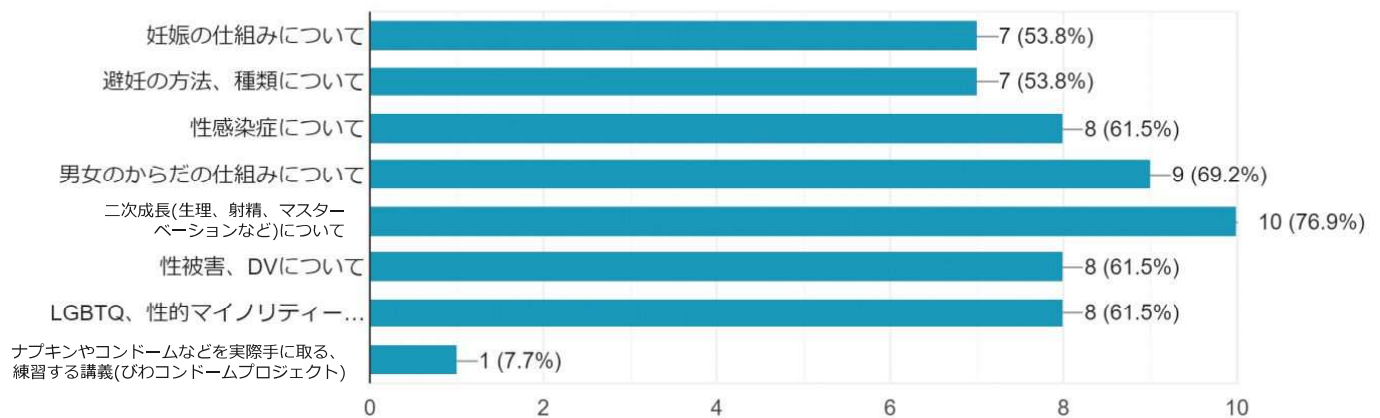
今後どのような年齢層対象のセミナーがあれば参加したいですか？（複数回答可）

13件の回答



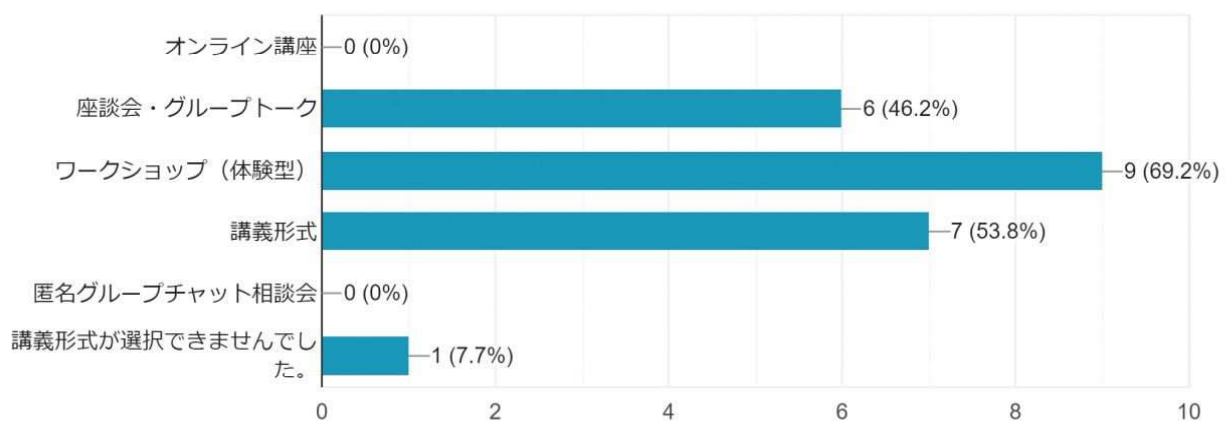
今後どのような内容のセミナーがあれば参加したいですか？（複数回答可）

13件の回答



どのような形式のセミナーに参加したいですか？（複数回答可）

13件の回答



本セミナーで気になった点や改善して欲しいこと、聞けなかった質問、分かった点、その他何でも自由にご記入ください。

- ・もう少し質問や体験を含めて長い時間話しが聞きたかった。座談会では子供が「聞きたい事ない、興味ない」と集中力も無くなり、やむなく不参加にしてもらった。
- ・本日の親子教室、私がしっかりと読まなかったのがいけないのですが座談会となっているのに自分の意見や感想も言えず申し訳ありませんでした。苦手なのと緊張で自分の思いを言えなくなってしまう。たくさんの方に嫌な思いをさせてしまい本当に申し訳ありませんでした。
- ・大人の私には少し短く、お話をもう少し聞いていたかった。四年生の息子も大丈夫そうだった。（あと30～40分）でも一年生の息子には時間的に限界だったようです。そこが難しいですね。
- ・参加して良かったです。わかりやすくてためになりました。また参加したいです。
- ・関係者の方々の雰囲気良く、的外れの様な質問になってしまってもちゃんと応えてくれたので良かったです。私が内容を把握できてなかっただけかもしれませんが、思ったより自分で意見を発信する展開に戸惑いました。